

【別添仕様書5-1】山梨県立美術館施設設備維持管理業務

本仕様書に定めるもののほか「ビル管理法」、「消防法」、「労働安全衛生法」、「高圧ガス取締法」、「建築基準法」、「水道法」、「電気保守規定」、「し尿浄化槽指導要綱」等関係法令等によるものとする。

1. 用語等

- (1) 「維持管理」とは、修理等を行い、在来の機能を発揮、或いは機能を回復させることをいう。
- (2) 「点検」とは、計器指示の異常・外観・振動・異常音・異常発熱及び変色等の有無の観察及び実施時期、項目等が事前に定められた点検を実施し、異常の有無の観察を実施することをいう。
- (3) 「監視」とは、盤附属の計器の指示及び観機器の運転状態の把握をいう。
- (4) 「操作」とは、機器の運転、停止、及び調整をいう。
- (5) 「測定」とは据付の計器の計測値の読みとり及び所定の計器を使用して事前に定められた点検項目に関する計測値の読みとり、記録表に記録し異常の有無を判断することをいう。
- (6) 「立会」とは、発注した物品等の納入時における指示立会い及び検査等の立会い等をいう。
- (7) 「巡視」とは、施設内を巡回し、異常等を察知するとともに、その対処等を行うことをいう。

2. 対象設備等

- (1) 中央監視室
SAVIC-NET、自働火災報知装置、EV非常電話等
- (2) 高圧受変電設備
（南館以外）屋内キュービクル型高圧受電盤・低圧配電盤・コンデンサー盤・低圧動力盤・発電機切替盤・直流電源装置等
（南館）高圧受電盤・高圧コンデンサー盤・低圧電灯盤・蓄熱動力低圧動力盤・非常保安動力電灯盤等
- (3) 照明設備
照明器具、非常灯、通路誘導灯、スイッチ、コンセント、分電盤、調光装置等
- (4) 発電設備
 - ①（南館以外）
キュービクル型自家発電装置
（イ）ディーゼル機関：水冷式、セルモーター起動式、6気筒、3,000YPM、軽油使用、燃料タンク60リットル組込
（ロ）発電機：開放保護型 H5V 60KVA 50HZ
（ハ）その他：自動始動発電機盤、蓄電池等
 - ②（南館）
開放保護形三相同期発電機
（イ）ディーゼル機関：立形水冷、電気始動式、回転数1,500min、出力76PS、軽油使用、燃料タンク75リットル搭載型
（ロ）発電機：開放保護型 61KVA 50HZ 200V
（ハ）その他：自動始動発電機盤、蓄電池（MSE100 6V×4 DC24V）等
- (5) 冷熱源設備
 - （イ）深井戸ポンプ
 - （ロ）井水受水槽 FRP製 2,000×3,500×2,500 沈砂槽付

- (ハ) 小型還流ボイラー 電熱面積 (9.6m³) 暖房能力 808,000Kcal/H×2基
 吸収式冷凍機 冷凍能力130usrt 冷房能力 393,120Kcal/H×2基
 空冷ヒートポンプ式スクェアユニット 冷暖兼用 22.8t/日本×2基
 空冷ヒートポンプ式スクェアユニット 冷暖兼用 19.28t/日本×1基
 空冷ヒートポンプスクアユニット 冷暖兼用 43USRT×1基
 空冷ヒートポンプスクアユニット 冷暖兼用 31USRT×2基
- (ニ) クーリングタワーユニット 冷却能力 782.4KW×2基
- (ホ) 空冷パッケージエアコン 電気容量 3φ 200V 2~5KW×8基
- (ヘ) その他 附属ポンプ類、操作制御盤等

(6) 空気調和換気設備

(イ) ハンドリングユニット

(本館)

1) 事務室系統	30	400V	11.0KW	SS31/2
2) エントランスロビー系統	30	400V	11.0KW	SS31/2
3) 常設展示室系統	30	400V	11.0KW	SS3
4) 一般展示室系統	30	400V	7.5KW	SS31/2
5) 企画展示室系統	30	400V	18.5KW	SS51/2
6) 講堂系統	30	400V	5.5KW	SS21/2
7) 常設展示ケース系統	30	400V	1.5KW	
8) 企画展示ケース系統	30	400V	2.2KW	
9) 1階ロビー系統	30	400V	3.7KW	

(収蔵庫棟)

1) 一時保管庫兼検証室系統	30	400V	11.0KW	
2) 1階荷解室系統	30	400V	3.7KW	
3) 2階収蔵庫4系統	30	400V	7.5KW	
4) 2階荷解ホール系統	30	400V	2.2KW	
5) 2階収蔵庫2系統	30	400V	5.5KW	
6) 2階収蔵庫3系統	30	400V	7.5KW	
7) 外調機系統	30	400V	2.2KW	

(南館)

1) 1階・2階ロビー系統	30	200V	15.0KW	
2) 1階総合実習室系統	30	200V	5.5KW	
3) 1階資料室系統	30	200V	1.5KW	
4) 2階収蔵作品室A系統	30	200V	5.5KW	
5) 2階収蔵作品室B系統	30	200V	5.5KW	
6) 2階収蔵作品室C系統	30	200V	11.0KW	
7) 2階萩原コレクション室系統	30	200V	5.5KW	
8) 2階萩原作品室系統	30	200V	5.5KW	

(ロ) ファンコイルユニット

(本館)

1) 床置型	9台
2) 天井吊隠蔽型	10台

(南館)

- | | |
|-----------|-----|
| 1) 天井吊隠蔽型 | 17台 |
| 2) 天井吊外型 | 3台 |

(ハ) 換気ファン

【本館】

1) 電気室	給気ファン	1.5kw	排気ファン	1.5kw
2) 発電機室	給気ファン	0.4kw	排気ファン	0.4kw
3) 機械室	給気ファン×2	1.5kw	排気ファン×3	1.5kw
4) 収蔵庫	給気ファン	1.5kw	排気ファン	1.5kw
5) 消毒室	給気ファン	0.4kw	排気ファン	0.4kw
6) 喫煙室			排気ファン	1.5kw
7) EV機械室			排気ファン	0.2kw
8) 便所 1			排気ファン	0.75kw
9) 便所 2			排気ファン	0.75kw
10) 便所 3			排気ファン	0.75kw
11) 湯沸室			排気ファン	0.5kw
12) 工作室			排気ファン	0.2kw

【収蔵庫棟】

1) 1F荷解室	給気ファン	1.5kw		
2) 1F倉庫	給気ファン	0.6kw	排気ファン	0.03kw
3) 1F井水ポンプ	給気ファン	0.4kw	排気ファン	0.4kw
4) 1Fエレベータ機械室	給気ファン	0.025kw	排気ファン	0.028kw
5) 2F倉庫	給気ファン	0.022kw	排気ファン	0.064kw
6) 3F機械室	給気ファン	0.75kw	排気ファン	0.7kw
7) 2F写真室兼工作室	給気ファン	0.24kw		

【南館】

1) 1Fトイレ	排気ファン	10	100V	0.3kw
2) 湯沸し室	排気ファン	10	200V	0.065kw
3) 警備室WC.シャワー	排気ファン	10	200V	0.025kw
4) 警備室流し	排気ファン	10	200V	0.025kw
5) 腐食室(1)	排気ファン	10	200V	0.1kw
6) 一般展示室	排気ファン	10	200V	0.15kw
7) 工房	排気ファン	10	200V	0.3kw
8) 準備室	排気ファン	10	200V	0.065kw
9) 学芸諸室	排気ファン	10	200V	0.074kw
10) 学芸員室(3台)	排気ファン	10	200V	0.078kw
11) 資料室	排気ファン	10	200V	0.1kw
12) 図書室	排気ファン	10	200V	0.1kw
13) 機械室	排気ファン	30	200V	3.7kw
14) 電気室	排気ファン	30	200V	3.7kw
15) 厨房	排気ファン	30	200V	2.2kw
16) 厨房WC	排気ファン	10	200V	0.025kw
17) 休憩スペース他(3台)	排気ファン	10	200V	0.025kw
18) 器材庫	排気ファン	10	200V	0.1kw
19) 図書室腐食室(2)	排気ファン	10	200V	0.1kw
20) 暗室	排気ファン	10	200V	0.1kw

2 1) 講師室	排気ファン	10	200V	0.065kw
2 2) 医務室	排気ファン	10	200V	0.065kw
2 3) 2 Fトイレ	排気ファン	10	200V	0.3kw
2 4) 機械室(2台)	排気ファン	30	200V	3.7kw
2 5) 電気室	排気ファン	30	200V	3.7kw
2 6) 厨房	排気ファン	30	200V	2.2kw

(二) ポンプ

【本館】

1) 冷水一次ポンプ (2台)	30	400V	7.5kw
2) 冷水二次ポンプ (事務室系統)	30	400V	11.0kw
3) 冷水二次ポンプ (展示室系統)	30	400V	7.5kw
4) 冷水二次ポンプ (ショーケース系統)	30	400V	2.2kw
5) 温水一次ポンプ	30	400V	7.5kw
6) 温水二次ポンプ (事務室系統)	30	400V	5.5kw
7) 温水二次ポンプ (展示室系統)	30	400V	7.5kw
8) 温水二次ポンプ (ショーケース系統)	30	400V	1.5kw
9) 冷温水ポンプ	30	400V	7.5kw

【収蔵庫棟】

1) 冷水ポンプ (1台)	30	400V	3.7kw
2) 温水ポンプ (1台)	30	400V	3.7kw
3) 冷温水ポンプ (1台)	30	400V	3.7kw

【南館】

1) 冷温水1次ポンプ (開放系)	30	200V	3.7KW
2) 冷温水ポンプ (放熱1次)	30	200V	5.5KW
3) 冷温水ポンプ (放熱2次)	30	200V	5.5KW
4) 冷水1次ポンプ (2台)	30	200V	2.2KW
5) 冷水2次ポンプ (2台)	30	200V	3.7KW
6) 温水1次ポンプ (2台)	30	200V	2.2KW
7) 温水2次ポンプ (2台)	30	200V	3.7KW

(ホ) フィルター (南館以外)

1) 中性フィルター	600×600×610	35個
	600×600×305	2個
	500×500×500	5個
2) プレフィルター	500×800×15	2個
	500×500×15	4個
3) ロールフィルター	1.2×20m	1本
4) 化学吸着フィルター		一式

収蔵庫系統の外調機と収蔵庫2、3、4 一時保管庫の循環空調機の化学吸着フィルターは、現状の空気質 (別添表) を参考に、収蔵庫の空気質管理目標値を満足するフィルターの種類を、山梨県担当職員と協議を行い決定する。また、更新

時期は指定業者の残存率調査を行ったうえで山梨県担当職員と協議を行い決定する。

- 5) その他フィルター（空調、外調、外気処理、ファンコイル、熱交換機等） 28個
- (へ) フィルター（南館）
- 1) 中性能フィルター 10個
 - 2) 平型プレフィルター 8個
 - 3) オートロールフィルター 2本
 - 4) 化学吸着フィルター 6個

特別展示室A、B、C、Dと萩原記念室の循環空調機の化学吸着フィルターは、現状の空気質（別添表）を参考に、展示室の空気質管理目標値を満足するフィルターの種類を山梨県担当職員と協議を行い決定する。また、更新時期は指定業者の残存率調査を行ったうえで山梨県担当職員と協議を行い決定する。

- 5) その他フィルター（空調、外調、外気処理、ファンコイル、熱交換機等） 34個

別添表 空気質の管理目標値と現状の化学吸着フィルターと空気質レベル

項目	内容	
管理目標値	酸性ガス：酢酸 $430 \mu / m^3$ 以下 アルカリ性ガス：アンモニア $22 \mu / m^3$ 以下	
現状の取付け 化学吸着フィルター	収蔵庫系統および 南館展示室系統	酸性ガス除去用化学吸着フィルター
現状の空気質環境	収蔵庫系統各室	酢酸： $150 \mu / m^3$ 以下 アンモニア： $10 \mu / m^3$ 以下
	南館展示室系統各室	酢酸： $50 \mu / m^3$ 以下 アンモニア $10 \mu / m^3$ 以下

(ト) その他

操作盤・制御盤・ダンパー一式 等

(7) 衛生設備

- (イ) 上水受水槽 FRP製 2,000×4,000×2,000 1台
- (ロ) 上水給水ポンプ $400 \times 4000 / \dots \times 350kPa \times 2.2kw$ 1台
- (ハ) 中水給水ポンプ $500 \times 5000 / \dots \times 400kPa \times 3.7kw$ 1台
- (ニ) 湧水排水ポンプ $800 \times 6000 / \dots \times 18m \times 5.5kw$ 1台
- (ホ) 電気湯沸器 80 ~ 500 2kw ~ 30kw 12台
- (ヘ) 上水加圧ポンプ 30 200V 3.7KW 2台
- (ト) 中水加圧ポンプ 30 200V 3.7KW 2台
- (チ) その他（給水排水設備一式・衛生設備器具一式 等）

(8) ITV防盜設備

モニターTV及び操作盤、警報盤、ITVカメラ 等

(9) インターホン設備

夜間来訪者用、身体障害者用、エレベーター用 等

(10) 防火設備

火災報知設備、非常放送設備、屋内消火栓設備、収蔵庫ハロンガス消火設備、窒素ガス消火設備、防排煙設備、防火扉設備 等

(1 1) その他設備

館内放送設備、エレベーター、ダムウェーター設備・直流電源装置・電動カーテン・電動スクリーン等

(1 2) 地下油槽タンク設備

貯蔵容量 灯油 6, 000 ℓ

3. 資格、免許等

- (1) ビル管理法による建築物環境衛生管理技術者 1名
- (2) 労働管理安全法によるボイラー技士免許取得者又は普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者 1名以上 温水熱交換機（第一種圧力容器）
- (3) 消防法による乙種4類危険物取扱者 1名以上 地下油槽タンク（灯油6,000ℓ 貯蔵）
- (4) 電気工事士法による第二種電気工事士 1名以上

4. 業務の原則等

(1) 温湿度管理

館内は、温度23度（±1度）湿度55%（±1%）を基準とし、それを維持すること。特別展等の条件により、温度は18～23度、設定湿度は50～60%の範囲で設定を変更することがある。その場合も変動幅はそれぞれ±1度、±1%とする。

(2) 高受変電設備

機器の操作は緊急やむを得ない場合を除き、電気主任技術者の承認を得なければ操作してはならない。やむを得ず操作したときは直ちに主任技術者に報告し、以後の指示を得るものとする。

(3) 発電設備

手動による運転、停止の場合は（2）に準ずる。

(4) 冷熱源設備

機器の運転操作帯は山梨県担当職員の指示によるものとする。

(5) 上記以外の設備（ITV防盜設備、インターホン設備、防災設備、館内放送設備、エレベーター・ダムウェーター設備）

異常の有無を判断し山梨県担当職員に報告する。

5. 業務の内容等

(1) 点検等

指定管理者（以下「乙」という。）は、維持管理のため、対象設備等に次の点検等を、山梨県に実施日について協議したうえで実施するものとする。点検の際の機器等の操作は、山梨県の承認を得て行い、点検等の結果報告書は、その都度、山梨県担当職員に提出するものとする。また、点検の結果、異常を認めた場合は直ちに山梨県担当職員に報告し、指示を得るものとする。

収蔵庫内の点検等の実施にあたり、実施の方法、日時等については、学芸課職員と充分打合せのうえ、実施の際は学芸課職員に立会いを求めること。また、点検作業員1人に対し1人以上の立会者を付け、業務完了後は、点検を実施した者から完了の確認をうけるとともに、美術館職員に報告すること。

(本館)

	対象機器	仕様・内容	備考
熱源機器	蒸気ボイラー 2台	保守点検 (3回/年)	缶水薬品処理 大気汚染防止法第2条、第16条 同施行規則第15条
	蒸気吸収式冷凍機 2台	煤煙濃度測定 (2回/年)	
		シーズンイン点検 (1回/年)	
		シーズン巡回点検 (1回/年)	
		シーズンオフ点検 (1回/年)	
		チューブ清掃 (1回/年)	
		吸収溶液分析 (1回/年)	
		溶液フィルター清掃 (1回/年)	
		清掃整備 (1回/年)	
		性能検査 (1回/年)	
	温水熱交換器 (第1圧力降器)	定期自主検査 (1回/月)	労働安全衛生法第41条、第45条ボイラー 及び压力容器安全規則第32条、第38条
	還水槽	清掃 (1回/年)	
	オイルタンク (6k1)	漏洩検査 (1回/年)	消防法第14条の3の2、危険物の規制に関する 政令第8条の5、第62条の4
	消耗品 (パッキン)	蒸気配管フランジ用 (50ヶ所/年)	
換気ファン	電気室給排気ファン	電流値の確認	定期点検 (6回/年)
	発電機室給排気ファン	羽根車・ケーシングの汚れの有無	
	機械室給排気ファン	振動・異音・ボルトの緩み等の有無	
		錆・腐食の有無	
		Vベルトの伸張度の適否	
		軸受温度の適否	

	対象機器	仕様・内容	備考
熱源ポンプ	冷却水ポンプ (2台)	総合点検 (2回/年)	圧力、電流値による作動確認 異音、振動の有無 フード弁及びチェック弁の機能確認 グラウンドよりの滴下水量の適否 油量の適否 ドレン排水状態の良否 腐食、及び損傷の有無
	冷却水ポンプ	〃	
	冷水1次ポンプ (2台)	〃	
	冷水2次ポンプ	〃	
	冷水2次ポンプ	〃	
	温水1次ポンプ	〃	
	温水2次ポンプ	〃	
	温水2次ポンプ	〃	
	温水2次ポンプ	〃	
	冷温水ポンプ	〃	
クーリングリングタワー	冷却棟イン点検	(1回/年)	清掃、水張り含む 清掃、水張り含む 落ち葉清掃等 プリンター用紙(ロール紙)、カラーインクリボン、Vベルト等
	冷却棟オフ点検	(1回/年)	
	冷却棟清掃	(12回/年)	
	冷却水ポンプ点検 (2台)	(1回/年)	
	冷却水薬品管理	(1式)	
	薬液装置点検	(2回/年)	
	消耗品	(1式)	
	自動機器点検	(1回/年)	

(本館)

	対象機器	仕様・内容	備考
熱源設備	空調機 (事務所系統)	総合点検 (2回/年)	エアフィルターの汚れ、付着物・破損の有無 温湿度感知器の設定値の調整 ボリュームダンパの調整 ケーシング部、保温材の損傷の有無 自動制御機器の機能の良否 空調器内部及びダクト内部の汚れの有無 各種自動弁の作動の良否 ドレンパンの汚れ、排水管の詰まりの有無 コイル表面の汚れの有無
	空調機 (ロビー系統)	〃	
	空調機 (常設展示系統)	〃	
	空調機 (一般展示系統)	〃	
	空調機 (企画展示系統)	〃	
	空調機 (講堂系統)	〃	
	空調機 (常設Bケース)	〃	
	空調機 (企画ケース)	〃	
非常用発電機	総合点検 (1回/年)	消防法第17条の3の3、消防庁告示(昭和50年 第3号) 外観、機能点検(2回/年) 総合点検(外観、機能含む) (1回/年)	
給水加圧ユニット 池補給水ポンプ (2台)	総合点検 (2回/年)	〃	
フィルター保守	中性フィルター	600X600X610 35個 600X600X305 2個 500X500X500 5個	
	プレフィルター	500X800X 15 2個 500X500X 15 4個	
	ロールフィルター	1.2X20m 1本	
消耗品	パッキン Vベルト ポンプ用オイル グリス 食塩 硬度測定器 p h試験紙		

(収蔵庫棟)

	対象機器	仕様・内容	備考
収蔵庫 設備	空冷パッケージエアコン	2台 (2回/年)	収蔵庫2,3,4一時保管庫はビュアライト(日本ビュアテック社製)種類は指定業者による残存率調査を行った上で美術館と協議して決定する。
	空冷チラーユニット	3台 (2回/年)	
	安全弁検査	一式 (1回/年)	
	換気ファン	6台 (2回/年)	
	ボイラー吸排気ファン	2台 (2回/年)	
	冷水ポンプ・温水ポンプ	3台 (2回/年)	
	冷温水ポンプ		
	吸排気ファン・環気ファン	16台 (2回/年)	
	空調機・外調機点検	7台 (2回/年)	
	蒸気加湿器	7台 (3回/年)	
フィルター保守	(一式)		
化学吸着フィルター	(一式)		
消耗品	(一式)		

(中央監視室)

	対象機器	仕様・内容	備考
自動制御装置	自動制御装置総合点検	一式 (1回/年)	

(南館)

	対象機器	仕様・内容	備考
熱源機器	空冷ヒートポンプチラー 55KW	1台 (2回/年)	
	空冷ヒートポンプチラー 45KW	2台 (2回/年)	
	安全弁	総合検査	
	熱交換器(水-水)プレート式	1台	
	膨張タンク	2台	
熱源ポンプ	冷温水一次ポンプ 3.7KW	1台 (2回/年)	圧力、電流値による作動確認 異音、振動の有無 フード弁及びチェック弁の機能確認 グラウンドよりの滴水水量の適否 油量の適否 ドレン排水状態の良否 腐食、及び損傷の有無
	冷水一次ポンプ 2.2KW	2台 (2回/年)	
	温水一次ポンプ 2.2KW	2台 (2回/年)	
	冷温水ポンプ (蓄熱層用) 5.5KW	2台 (2回/年)	
	冷水二次ポンプ 3.7KW	4台 (2回/年)	
	温水二次ポンプ 3.7KW	3台 (2回/年)	
熱源設備	空調機 (ビル 1F,2F)	1台 (2回/年)	エアークリーナーの汚れ、付着物・破損の有無 温湿度感知器の設定値の調整 ボリュームダンパの調整 ケーシング部、保温材の損傷の有無 自動制御機器の機能の良否 空調器内部及びダクト内部の汚れの有無 各種自動弁の作動の良否 ドレンパンの汚れ、排水管の詰まりの有無 コイル表面の汚れの有無
	空調機 (総合実習室)	1台 (2回/年)	
	空調機 (資料室)	1台 (2回/年)	
	空調機 (収蔵作品室A)	1台 (2回/年)	
	空調機 (収蔵作品室B)	1台 (2回/年)	
	空調機 (収蔵作品室C)	1台 (2回/年)	
	空調機 (萩原コレクション室)	1台 (2回/年)	
	空調機 (萩原作品室)	1台 (2回/年)	
	外調機	2台 (2回/年)	
フィルター	中性能フィルター (7μサイズ)	28個 (1回/年)	ケミカルフィルターは日本ビュアテック社製又は、日本バイリーン社製とし種類は指定業者による残存率調査を行った上で美術館と協議して決定する。
	中性能フィルター	5個 (1回/年)	
	ロールフィルター	3本 (1回/年)	
	化学吸着剤	1,000kg (6台分) (1回/年)	

	対象機器	仕様・内容	備考
エアコン	空冷パッケージ (マルチ) 空冷パッケージ (シングル)	1組 室内機×2 室外機×1 (2回/年) 7組 (2回/年)	警備室 機材庫、レストラン、講堂
換気ファン	排気ファン 外気ファン	片吸込みシロッコファン×4 (2回/年) 片吸込みシロッコファン×3 (2回/年)	
給排水	上水給水ユニット 中水給水ユニット 加圧給水ユニット 外部排水管	1台 (2回/年) 1台 (2回/年) 1台 (2回/年) 洗浄 130m (2回/年)	
自動制御機器	蓄熱槽廻り 熱交換器廻り 負荷熱源廻り 膨張タンク廻り 外調機制御 空調機制御 ファンコイル制御 水槽監視 VAV	一式 (1回/年) 一式 (1回/年) 一式 (1回/年) 一式 (1回/年) 一式 (1回/年) 一式 (1回/年) 一式 (1回/年) 一式 (1回/年) 22台 (1回/年)	
防災設備	非常用発電機	(自動定期保守運転回路付) 外観、機能点検 (2回/年) 総合点検 (外観、機能含む) (1回/年)	消防法第17条の3の3消防庁告示 (昭和50年 第3号)

(2) 整備等

乙は、対象設備等の整備等を行うものとする。整備に必要な工具は、乙の負担とする。但し特殊なもので、既に甲が常備しているものは、甲から貸与するものとする。

(3) 監視等

乙は、対象設備等の監視等を行い、常に運転状態等を把握して置かなければならないものとする。

(4) 操作等

乙は、対象設備等の運転・停止・調整等を行うものとする。操作等は、その目的・手順・結果等を事前に検討したうえで、実施するものとし、経済的な運転に心掛けるものとする。

(5) 測定等

乙は、甲所有の測定器により、対象設備等の運転状態を測定・記録するものとし、測定結果が異常等を示した場合は、直ちに山梨県担当職員に連絡し指示を受けるものとする。

(6) 立会等

乙は、物品等の納入時における指示立会い及び検査等の立会い等をするものとする。

(7) 巡視等

乙は、対象設備等の巡視等 (8:30～17:00の間に2回、17:00～翌8:30の間に2回を基本とし、状況に応じ回数を増やすものとする。) を行い、異常等を察知するとともに、異常等を察知した場合は、山梨県担当職員と協議したうえで、その対処等をするものとする。

(8) 清掃等

乙は、定期的に交換するフィルター (中性能、ロール、化学吸着、平型プレ等) 以外のフィルターを定期的に清掃するものとする。

(9) 環境衛生管理等

乙は、山梨県に協議した環境衛生管理計画表 (別添基準) に基づき、山梨県の承認のもと機器等により測定等を実施するものとする。

6. 業務の詳細等

(1) 中央監視盤・受電盤・配電盤・各動力盤・電灯盤・制御盤

- 1 継電器の取替（配線替えを伴わないもの）
- 2 表示灯の取替
- (2) 高圧受電設備
 - 1 表示灯の取替
- (3) 照明設備
 - 1 管球の取替
 - 2 器具の整備
- (4) 空調設備
 - 1 エアハンドリングユニットの軸受グリス補充
 - 2 Vベルトの取替
 - 3 コイルヒーター ダンパー類の点検
 - 4 排水受けの汚れ・閉塞点検（12回／年）
 - 5 フィルターの清掃

- (5) 衛生設備
 - 1 各ポンプの排水パッキンの点検、給油
 - 2 飲料水の監視
 - 3 雑用水（井水）水質検査（基礎的性状）残留塩素

- (6) 加湿装置
 - 1 加湿装置の汚れ状況点検（12回／年）
 - 2 加湿装置の清掃（1回／年）

(7) 勤務内容等

1年を通し24時間勤務とし、その詳細は次のとおりとする。勤務職員等のうち、ビルメンテナンス等の業務経験が3年以上のものを責任者として配置し、労働基準法等に抵触しないよう適切な人員等の配置を行うものとする。

また、山梨県は、乙と協議したうえで、勤務内容等を変更することができるものとする。

勤務区分		勤務職員数等（人）		
		技術員	技術員補	合計
8:30～17:00	開館日	2	1	3
	休館日	1	0	1
17:00～翌8:30※		1	0	1

※) 17:00～翌8:30には、5時間の仮眠時間を含む。

(8) 事故時の対応等

事故が発生した場合は、原則として山梨県の指示を受け、処理するものとし、処理結果等（その原因、処理内容等）については、速やかに山梨県に報告するものとする。また、重大事故であると山梨県が判断した場合は、山梨県担当職員の立会のもと処理しなければならないものとする。

事故が発生した場合に、専門的な助言及び人的支援等が受けられるよう、施設設備納入業者等との緊急時連絡連携体制を平時から構築しておくこととする。

(9) 臨時の指示等

山梨県は、状況に応じて臨時の指示等を出すことができる。指示等の系統については次によるものとする。

- イ 電気関係：電気主任技術者（関東電気保安協会）
- ロ 熱源関係：ボイラー取扱責任者（日本ボイラー協会）

ハ 危険物関係：危険物取扱責任者（山梨県危険物安全協会）

ニ その他（山梨県が指名した者）

(10) 提出書類等

日毎にデータ管理を行い、設備管理日誌（別紙様式）を月毎に山梨県担当職員に提出する。

(11) 有害有価物の処分等

蛍光灯等の使用済有害有価物を定期的に処分する。処分に要する経費は、乙が負担するものとする。

(12) その他

本仕様書に記載のないもの、又は疑義が生じたときは、山梨県と乙両方で協議して定めるものとする。

(別添基準) 環境衛生管理計画表

管理項目	点検回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
建築物環境衛生	年間													
管理技術者選任	実施日													
空気環境測定	年6回	○		○		○		○		○		○		
(13ポイント)	実施日													
貯水槽清掃及び消毒	年1回						○							
	実施日													
全項目水質検査	年1回						○							
	実施日													
省略項目水質検査	年1回												○	
	実施日													
簡易専用水道施設検査	年1回						○							
	実施日													
外部排水路及び	年2回			○						○				雨水桝 24ヶ所
排水桝清掃	実施日													下水桝 27ヶ所
雑用水(井水)	年1回	○												
水質検査 10項目	実施日													
雑用水大腸菌群検査	年6回	○		○		○		○		○		○		
	実施日													
ホルムアルデヒド測定	年1回					○								
	実施日													
管理項目	点検回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
厨房オイルフィルター洗浄	年4回			○			○			○			○	
	実施日													
厨房グリストラップ	年6回		○		○		○		○		○		○	
引き抜き清掃	実施日													

- (1) 建築物環境衛生管理技術者選任
- (2) 空気環境測定 15ポイント(南館8ポイント、それ以外7ポイント)及び外気
- (3) 貯水槽清掃及び消毒(上水入水槽 12m³)
- (4) 貯水槽全項目水質検査
- (5) 貯水槽省略項目水質検査
- (6) 簡易専用水道施設検査
- (7) 外部排水路及び排水桝清掃(雨水桝:24ヶ所、下水桝:27ヶ所)
- (8) 雑用水(井水)水質検査(10項目)
- (9) 雑用水大腸菌群検査
- (10) ホルムアルデヒド測定(南館7ポイント)
- (11) 厨房オイルフィルター洗浄
- (12) 厨房グリストラップ引き抜き清掃

【別添仕様書 5-1】山梨県立文学館施設設備維持管理業務

本仕様書に定めるもののほか「ビル管理法」、「消防法」、「労働安全衛生法」、「建築基準法」、「水道法」、「電気保守規定」等関係法令等によるものとする。

1. 用語等

- (1) 「維持管理」とは、修理等を行い、在来の機能を発揮、或いは機能を回復させることをいう。
- (2) 「点検」とは、計器指示の異常・外観・振動・異常音・異常発熱及び変色等の有無の観察及び実施時期、項目等が事前に定められた点検を実施し、異常の有無の観察を実施することをいう。
- (3) 「監視」とは、盤附属の計器の指示及び観機器の運転状態の把握をいう。
- (4) 「操作」とは、機器の運転、停止、及び調整をいう。
- (5) 「測定」とは据付の計器の計測値の読みとり及び所定の計器を使用して事前に定められた点検項目に関する計測値の読みとり、記録表に記録し異常の有無を判断することをいう。
- (6) 「立会」とは、発注した物品等の納入時における指示立会い及び検査等の立会い等をいう。
- (7) 「巡視」とは、施設内を巡回し、異常等を察知するとともに、その対処等をするをいう。

2. 対象設備等

(1) 中央監視装置

中央処置装置、主制御装置、磁気デスク等

(2) 高圧受変電装置

屋内キュービクル型、受電盤、低圧配電盤、コンデンサー盤等

(3) 照明設備

照明機具、非常灯、通路誘導灯、スイッチ、コンセント、分電盤、調光装置等

(4) 発電設備

キュービクル型自家発電装置

200V 50Hz 124Kva

発電機切替盤等

(5) 冷熱源設備

A) 冷凍機

(ア) ヒートポンプチラー

冷房能力 272,000Kcal/h

暖房能力 330,000Kcal/h

冷温水 900 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$

熱源水 夏 1,000 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ 冬 830 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$

(イ) コンデンシングユニット

冷房能力 90,720Kcal/h

冷水 直膨コイル

熱源水 250 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$

B) 氷蓄熱層 30m³

C) 冷温水槽 287m³

D) 熱源水槽 47m³

E) 井水槽 68m³

F) その他 附属ポンプ類、操作制御盤等

(6) 空気調和換気設備

A) ハンドリングユニット

(ア) 閲覧室	3φ200V	3.7Kw
(イ) 書庫	3φ200V	3.7Kw
(ウ) ロビー	3φ200V	11.0Kw
(エ) 講堂系統	3φ200V	15.0Kw
(オ) エレベーターホール	3φ200V	1.5Kw
(カ) 展示室1・2	3φ200V	7.5Kw
(キ) 展示室3	3φ200V	5.5Kw
(ク) 収蔵庫	3φ200V	3.7Kw等

B) パッケージ型

(ア) 物品庫、監視室	3φ×200V×1.12Kw	2台
(イ) 警備室、控室	3φ×200V×1.12Kw	1台
(ウ) 講堂コントロール室	3φ×200V×2.70Kw	1台等

C) ファンコイルユニット

(ア) 天井埋込ダクト型	17台等
--------------	------

D) 換気ファン

(ア) 機械室	給気ファン	0.4Kw	排気ファン	0.4Kw
(イ) 電気室	〃	1.5Kw	〃	1.5Kw
(ウ) 電気室(発電機)	〃	0.9Kw	〃	0.9Kw
(エ) くん蒸室			〃	0.13Kw
(オ) EV機械室1	給気ファン	0.26Kw	〃	0.26Kw
(カ) EV機械室2	〃	0.13Kw	〃	0.13Kw
(キ) 空調機械室	〃	0.9Kw	〃	0.9Kw
(ク) 展示室1.2(屋根裏)	〃	0.4Kw	〃	0.25Kw
(ケ) 展示室3(屋根裏)	〃	0.26Kw	排気ファン	0.25Kw
(コ) 客用便所			〃	0.75Kw
(サ) 職員便所			〃	0.25Kw
(シ) 給湯室2			〃	0.05Kw
(ス) 印刷室			〃	0.05Kw
(セ) 倉庫1			〃	0.05Kw
(ソ) 給湯室1			〃	0.05Kw
(タ) 警備室			排気ファン	0.026Kw
(チ) 警備員控室			〃	0.022Kw
(ツ) 警備員便所			〃	0.022Kw
(テ) 喫茶便所			〃	0.022Kw
(ト) ロビー屋根裏			〃	0.08Kw
(ナ) 暗室			〃	0.04Kw
(ニ) 倉庫5			〃	0.029Kw
(ヌ) 控え室			〃	0.029Kw
(ネ) 余剰排気3台(1台当たり)			〃	0.1Kw

- (ノ) 講堂系統 // 7.5 Kw
 (ハ) 排煙一般 // 37 Kw等
- E) 空調換気室
- (ア) 館長室 給排気ファン 0.095 Kw
 (イ) 応接室 給排気ファン 0.095 Kw
 (ウ) 会議室 // 0.231 Kw
 (エ) 研修室 // 0.231 Kw
 (オ) 事務室系統 // 0.715 Kw
 (カ) 閲覧室系統 // 0.715 Kw等
- F) ポンプ
- (ア) 攪拌エアーポンプ
 $40A \times 510 \text{ (空気量)} \times 0.28 \text{ kg/cm}^2G \times 1.5 \text{ Kw}$
- (イ) 冷温水1次ポンプ
 $100\phi \times 900 \frac{\text{リットル}}{\text{分}} / \text{min} \times 23 \text{ mAq} \times 7.5 \text{ Kw}$
- (ウ) 冷温水ポンプ2次ポンプ
 $80\phi \times 460 \frac{\text{リットル}}{\text{分}} / \text{min} \times 35 \text{ mAq} \times 7.5 \text{ Kw}$
- (エ) 再熱2次ポンプ
 $80\phi \times 310 \frac{\text{リットル}}{\text{分}} / \text{min} \times 32 \text{ mAq} \times 5.5 \text{ Kw}$
- (オ) 熱源水ポンプ 1
 $100\phi \times 830 \frac{\text{リットル}}{\text{分}} / \text{min} \times 14 \text{ mAq} \times 5.5 \text{ Kw}$
- (カ) 熱源水ポンプ 2
 $50\phi \times 250 \frac{\text{リットル}}{\text{分}} / \text{min} \times 14 \text{ mAq} \times 2.2 \text{ Kw}$
- (キ) 熱源水槽排水ポンプ
 $80\phi \times 440 \frac{\text{リットル}}{\text{分}} / \text{min} \times 14 \text{ mAq} \times 3.7 \text{ Kw等}$
- G) フィルター
- (ア) 中性能フィルター (NBS65%)
 (イ) プレフィルター
- H) その他
 操作盤、制御盤、ダンパー式等
- (7) 衛生設備
- A) 受水槽 ステンレス製 W3,000mm×D1,500mm×H1,500mm
 B) 自動給水装置
 (上水用) $65\phi \times 250 \frac{\text{リットル}}{\text{分}} / \text{min} \times 31 \text{ mAq} \times (3.7 \text{ Kw} \times 2 \text{ 台})$
 (井水用) $80\phi \times 800 \frac{\text{リットル}}{\text{分}} / \text{min} \times 35 \text{ mAq} \times (5.5 \text{ Kw} \times 2 \text{ 台})$
- C) 消火栓ポンプ $80\phi \times 600 \frac{\text{リットル}}{\text{分}} / \text{min} \times 62 \text{ mAq} \times 11 \text{ Kw}$
 D) 湧水ポンプ $50\phi \times 300 \frac{\text{リットル}}{\text{分}} / \text{min} \times 6 \text{ mAq} \times 1.5 \text{ Kw}$
 E) 池循環ポンプ $150\phi \times 2400 \frac{\text{リットル}}{\text{分}} \times 10 \text{ m} \times 7.5 \text{ Kw}$
 F) 噴水ポンプ $80\phi \times 800 \frac{\text{リットル}}{\text{分}} \times 19 \text{ m} \times 5.5 \text{ Kw} \times 2 \text{ 台等}$

3. 業務の原則等

(1) 温湿度管理

文学館展示室・収蔵室・書庫は、温度23度(±1度)、湿度55%(±1%)を基準とし、適宜県担

当職員と協議・指示に従うこと。

(2) 高受変電設備

機器の操作は緊急やむを得ない場合を除き、電気主任技術者の承認を得なければ、操してはならない。やむを得ず操作した時は、直ちに主任技術者に報告し、以後の指示を得るものとする。

(3) 発電設備

手動による運転、停止の場合は(1)に準ずる。

(4) 冷熱源設備

機器の運転操作帯は山梨県担当職員の指示によるものとする。

(5) 上記以外の設備（防災設備、館内放送設備）

異常の有無を判断し、山梨県担当職員に報告する。

4. 業務の内容等

(1) 点検等

乙は、維持管理のため、対象設備等に次の点検等を、山梨県に実施日について協議したうえで実施するものとする。点検の際の機器等の操作は、山梨県の承認を得て行い、点検等の結果報告書は、その都度、山梨県担当職員に提出するものとする。また、点検の結果、異常を認めた場合は直ちに山梨県担当職員に報告し、指示を得るものとする。

収蔵庫内の点検の実施にあたり、実施の方法、日時等については、学芸課職員と充分打合せのうえ、実施の際は学芸課職員に立会いを求めること。また、点検作業員1人に対し1人以上の立会者を付け、業務完了後は、点検を実施した者から完了の確認をうけるとともに、文学館職員に報告すること。

項 目	仕様・内容	回 数	
1. ビル管理技術者選任		12月/年	
2. 貯水槽設備	①貯水槽	清掃及び消毒 6.75立米	1回/年
	②自動給水ユニット	点検2台(井水・上水)	12回/年
	③残留塩素	測定(1週回)	52回/年
	④水質検査	全項目水質検査 26項目	1回/年
		省略項目水質検査 10項目	1回/年
		簡易専用水道検査	1回/年
雑用水(井水)水質検査		1回/年	
	雑用水大腸菌群検査	6回/年	
3. 排水設備	①外部 排水路 一式	清掃300m	2回/年
	排水升 一式	雨水升 25箇所・下水升 14箇所	2回/年
	②専用ワイヤー高速洗浄機	物理洗浄	2回/年
4. 空気環境測定	6.168㎡×0.65÷500 8ポイント	6回/年	
5. 冷凍機械設備	①ヒートポンプチラエット点検 90USR	冷暖切り替え点検	2回/年
		中間点検	2回/年
	②コンデションングエット	安全弁試験	1回/年
		総合点検	2回/年
	中間点検	2回/年	
6. 機械設備	①ポンプ設備		2回/年
	②毒殺菌エット	点検2台	2回/年
	③空調和機	点検8台	2回/年
		プレフィルター洗浄64枚	2回/年
	④パッケージ	点検3台	2回/年
		フィルター洗浄6枚	2回/年
	⑤ファンコイル	点検17台	2回/年
		フィルター洗浄17枚	2回/年
⑥空調換気扇	点検整備8台	2回/年	
⑦給排気ファン	点検整備36台	2回/年	
	Vベルトグリス等交換補充	随時	
7. 中性能フィルター	交換 30台	1回/年	
8. 自動制御設備	①中央監視装置	点検	1回/年
	②自動制御機器	点検	1回/年
9. 管球処分	処分(H17実績月8kg 年96kg)	随時	

(2) 整備等

乙は、対象設備等の整備等を行うものとする。整備に必要な工具は、乙の負担とする。但し特殊なもので、既に甲が常備しているものは、甲から貸与するものとする。

(3) 監視等

乙は、対象設備等の監視等を行い、常に運転状態等を把握して置かなければならないものとする。

(4) 操作等

乙は、対象設備等の運転・停止・調整等を行うものとする。操作等は、その目的・手順・結果等を事前に検討したうえで、実施するものとし、経済的な運転に心掛けるものとする。

(5) 測定等

乙は、甲所有の測定器により、対象設備等の運転状態を測定・記録するものとし、測定結果が異常等を示した場合は、直ちに山梨県担当職員に連絡し指示を受けるものとする。

(6) 立会等

乙は、物品等の納入時における指示立会い及び検査等の立会い等ものとするものとする。

(7) 巡視等

乙は、対象設備等の巡視等（8:30～17:00の間に2回を基本とし、状況に応じ回数を増やすものとする。）を行い、異常等を察知するとともに、異常等を察知した場合は、山梨県担当職員と協議したうえで、その対処等をするものとする。

(8) 環境衛生管理等

乙は、山梨県に協議した環境衛生管理計画表に基づき、山梨県の承認のもと機器等により測定等を実施するものとする。

5. 業務の詳細等

(1) 中央監視盤・受電盤・配電盤・動力盤・電灯盤・制御盤

A) 継電気の切替（配線替えを伴わないもの）

B) 表示盤の切替

(2) 高圧受電設備

A) 表示灯の切替

(3) 照明器具

A) 管球の切替

B) 器具の設備

C) 管球の処分

(4) 空調設備

A) エアハンドリングユニットの軸受グリス補充

B) Vベルトの取替

C) コイルヒーター、ダンパー類の点検

(5) 衛生設備

A) 各ポンプの封水パッキンの点検・給油

B) 飲料水の監視

(6) 勤務内容等

A) 開館日を勤務日とし、2名の常駐を原則とする。

B) 勤務時間は8時30分～17時とする。

C) 山梨県は、乙と協議したうえで、勤務内容等を変更することができるものとする。

(7) 事故時の対応等

事故が発生した場合は、原則として山梨県の指示を受け、処理するものとし、処理結果等（その原因、処理内容等）については、速やかに山梨県に報告するものとする。また、重大事故であると山梨県が判断した場合は、山梨県担当職員の立会のもと処理しなければならないものとする。

事故が発生した場合に、専門的な助言等が受けられるよう、施設設備納入業者等との緊急時連絡連携体制を平時から構築しておくこととする。

(8) 臨時の指示等

山梨県は、状況に応じて臨時の指示等を出すことができる。指示等の系統については次によるものとする。

(ア) 電気関係：電気主任技術者（関東電気保安協会）

(イ) 冷凍機（山梨県が指名した者）

(ウ) その他（山梨県が指名した者）

(9) 提出書類

施設運行管理に必要なデータ（温湿度・電力量・水道・井戸・電球の使用量・残留塩素の測定等）を毎日取りまとめ、月初めに山梨県担当職員に提出する。

(10) その他

本仕様書に記載のないもの、又は疑義が生じたときは、山梨県と乙両方で協議して定めるものとする。

【別添仕様書5-8】山梨県立美術館照明設備保守点検

展示室内照明設備の機能を最高度に発揮し、常に照明設備の円滑な活用を図れるよう保守点検を実施するものとする。

1. 業務内容等

山梨県立美術館における次の照明設備等について保守点検を実施するものとする。

① 常設展示室（A） 年1回（6月に一般点検を実施）

NO.	項目	詳細	NO.	項目	詳細
1	サイリスター調光器盤	1面	7	プリアセットフェーダー	3台
2	総主幹	MCB 40AT 3P*1	8	FLR 調光器	MU-60 30A 3台
3	操作主幹	MCB 15AT 2P*1	9	直流電源装置	12P05 1台
4	FLR分岐	MCB 20AT 3P*6	10	自動調光器	AF3-1 1台
5	直調切替 SW	60A 1P×6	11	リモートコントローラーBOX	1面
6	マスターフェーダー	1台	12	絶縁試験	1式

② 常設展示室（B） 年1回（6月に一般点検を実施）

1	サイリスター調光器盤	1面	9	プリアセットフェーダー	7台
2	IL主幹	MCB50AF 50AT3P*1	10	IL調光器	100V 20A 7台
3	FLR主幹	MCB50AF 40AT3P*1	11	FLR調光器	240V 30A 3台
4	操作主幹	MCB50AF 15AT2P*1	12	直流電源装置	12F05 1台
5	IL分岐	MCB50AF 20AT2P*1	13	自動調光装置	AF3-1 1台
6	FLR分岐	MCB50AF 20AT3P*6	14	リモートコントローラーBOX	1面
7	直調切替 SW	60A 1P×7	15	絶縁試験	1式
8	マスターフェーダー	1台			

③ 特別展示室 年1回（6月に一般点検を実施）

1	サイリスター調光器盤	1面	9	自動調光装置	AF3-1
2	FL総主幹	MCB50AF 50AT3P*1	10	マスターフェーダー	1台
3	IL総主幹	MCB100AF75AT3P*1	11	プリアセットフェーダー	10台
4	操作主幹	MCB50AF 15AT2P*1	12	IL調光器	100V 20A 4台
5	FLR負荷分岐	MCB50AF20AT3P*12	13	FLR調光器	240V 30A 6台
6	IL負荷分岐	MCB50AF 20AT2P*4	14	リモートコントローラーBOX	1面
7	直調切替 SW	60A 1P×10	15	絶縁試験	1式
8	直流電源装置	12R051			

① 一般点検

ア 外観構造

- ・各部品の損傷亀裂
- ・各接続端子の増締
- ・配線・半田付け確認
- ・表示灯の点灯確認
- ・内部清掃
- ・その他

イ 電気特性

- ・絶縁抵抗試験（調光装置～大地間）
- ・入力電圧特性（各相電圧測定）
- ・直流電源装置（入力AC，制御DC）
- ・その他

ウ 動作確認試験及び機器仕様

- ・各機器の機能仕様による。

④ 特別展示室 年2回(6月に一般点検、12月に精密点検を実施)

調光器盤(1面)・シーンマネージャー(2面)・可搬型リモコン(1式)

入力電源		入力1 AC1 3W200/100V 50Hz			
入力主幹MCCB		3P225AF/125AT			
調光回路	Hf200V16A (MCCB付)	3台			
	ND100V16A (MCCB付)	12台			
	IL100V16A (MCCB付)	2台			
可搬型リモコン用コネクタプレート		1面			
可搬型リモコン		1台			
シーン再生操作盤(8シーン再生)		1面			
中央監視よりシーン再生		有(4シーン)			
		容量(VA)	Hf16A	ND16A	IL16A
蛍光灯		3,300	3		
配線ダクト		14,400		12	
ダウンライト		2,100			2
合計		19,800	3	12	2

⑤ 展示室A～D・萩原コレクション室 年2回(6月に一般点検、12月に精密点検を実施)

調光器盤(4面)・シーンマネージャー(8面)・可搬型リモコン(2式)・リモコン操作器(1面)

設備	部屋名	部屋名				
		①展示室A			②展示室B	
入力電源		入力1 AC10 3W200/100V 50Hz				
入力主幹MCCB		3P400AF/300AT				
調光回路	IL100V16A (MCCB付)					
	Hf200V16A (MCCB付)	8台			8台	
	NI00V16A (MCCB付)	20台			20台	
可搬型リモコン用コネクタプレート		2個			2個	
可搬型リモコン		2台共通				
シーン再生操作盤 (8シーン再生)		2面			2面	
中央監視よりシーン再生		有(4シーン)			有(4シーン)	
		容量(KVA)	Hf16A	ND16A	容量(KVA)	Hf16A
外周展示照明		4.00	6		4.00	6
光天井トラフ		3.80	2		4.80	2
配線ダクト		21.60		18	21.60	18
間接照明						
上部展示ケース						
下部展示ケース						
ダウンライト						
予備				2		2
合計		30.40	8	20	30.40	8

設備	部屋名	部屋名									
		③展示室C			④展示室D			⑤萩原コレクション			
入力電源	入力2 AC10 3W200/100V 50Hz										
入力主幹MCCB	3P400AF/350AT										
調光回路	1L100V16A (MCCB付)	2台						2台			
	Hf200V16A (MCCB付)	6台			8台			6台			
	N100V16A (MCCB付)	10台			23台			8台			
可搬型リモコン用コネクタプレート	1個			2個			2個				
可搬型リモコン	2台共通										
シーン再生操作盤 (8シーン再生)	1面			2面			1面				
中央監視よりシーン再生	有(4シーン)			有(4シーン)			有(4シーン)				
	容量 (KVA)	IL 16A	Hf 16A	ND 16A	容量 (KVA)	Hf 16A	ND 16A	容量 (KVA)	IL 16A	Hf 16A	ND 16A
外周展示照明					3.80	5					
光天井トラフ					5.85	3					
配線ダクト	12.00			10	24.00		20	4.80			4
間接照明	12.40		6								
上部展示ケース								1.80		2	
下部展示ケース								0.90		2	
ダウンライト	3.50	2						3.00	2		2
予備							2				
合計	27.90	2	6	10	33.65	8	22	10.50	2	4	6

① 精密点検

ア 外観構造

- ・各 부품の損傷亀裂
- ・各接続端子の増縮
- ・配線・半田付け確認
- ・表示灯の点灯確認
- ・LED動作確認
- ・内部清掃
- ・その他

イ 電気特性

- ・絶縁抵抗試験 (調光装置～大地間)
- ・入力電圧特性 (各相電圧測定)
- ・直流電源装置 (入力AC, 制御DC)
- ・ユニット信号電圧測定 (100%時)
- ・全ユニット特性測定 (信号、出力特性)
- ・その他

ウ 動作確認試験及び機器仕様

- ・各機器の機能仕様による。

② 一般点検

ア 外観構造

- ・ 各部品の損傷亀裂
- ・ 各接続端子の増締
- ・ 配線・半田付け確認
- ・ 表示灯の点灯確認
- ・ LED動作確認
- ・ 内部清掃
- ・ その他

イ 電気特性

- ・ 絶縁抵抗試験（調光装置～大地間）
- ・ 入力電圧特性（各相電圧測定）
- ・ 直流電源装置（入力AC，制御DC）
- ・ その他

ウ 動作確認試験及び機器仕様

- ・ 各機器の機能仕様による。

(1) 可搬型リモコン

①【定格】

- | | |
|-----------|----------------------------------------|
| ア 操作チャンネル | 調光32チャンネル |
| イ 記憶シーン数 | 32シーン |
| ウ 制御信号 | リモートバス方式 |
| エ 使用環境 | 周囲温度：0℃～40℃ 相対湿度45%～85%
(但し結露しないこと) |

②【構成】

- ア 操作部はチャンネルレベル操作部、シーン選択部の機能別構成とする。
- イ 操作面にはチャンネル設定スイッチ×1組、チャンネル表示LED×1式、チャンネルレベル設定スイッチ×1組、チャンネルレベル表示LED×1式、フェード時間設定スイッチ×1組、フェード時間表示LED×1式、シーン再生部×1式、全消灯スイッチ×1ヶ、マスター設定スイッチ×1組等を配列するものとする。

③【調光ユニットと負荷回路接続機能】

- ア 調光盤内制御部の設定部にて操作器の各チャンネルと調光器の間の任意選択接続がLED表示及びテンキーによりできるものとする。
- イ 同一チャンネルに複数の調光器（全ての調光器）が接続できるものとする。
- ウ 各チャンネルに対する負荷回路の接続状態は、制御部の表示LEDで確認できるものとする。
- エ 各チャンネルは調光用とON/OFF用に任意に割り付けることができ、ON/OFF用は、シーン選択後のフェード完了時に100%出力するモードとフェード時間に関係なくシーン選択時に100%出力するモードの2つを選択できるものとする。
- オ チャンネルと負荷回路の接続状態は、電源がOFFになったとしても、解除されないものとする。
- カ IL調光回路は0～100%調光可能とする。Hf調光回路は5～100%調光可能とする。

④【記憶調光機能】

- ア チャンネルレベルスイッチでセットした各チャンネルの明かりが32シーン記憶できるものとする。
- イ シーンの記憶操作は明かりを出力しながら操作できるものとする。
- ウ 記憶されたシーンの再生は、シーン選択スイッチにより行えるものとする。
- エ フェード時間設定スイッチにてシーン再生時のフェード時間をシーン毎に0～59秒（1秒単位）、1～99分（1分単位）まで任意に記憶設定できるものとする。
- オ 各シーンに記憶設定されているチャンネルレベル及びフェード時間は、修正できるものとする。

⑤【マスタ機能】

- ア マスタ設定スイッチにより、全チャンネルの明かりのレベルアップ・ダウンが行えるものとする。ただし、明かりのレベルアップを行う時に明かりのレベルが0のチャンネルについては、明かりのレベルアップはしないものとする。
- イ 全消灯スイッチにより全ての明かりを消灯できるものとする。

(2) シーン再生操作器

①【定格】

- ア 記憶シーン数 8シーン
- イ 制御信号 リモートバス方式
- ウ 使用環境 周囲温度：0℃～40℃ 相対湿度：45%～85%
(但し結露しないこと)

②【構成】

マスタースイッチ×1組、全消灯スイッチ×1ヶ、シーン選択スイッチ×8ヶを備え可搬型リモコンで記憶したシーンの再生ができるものとする。

③【機能】

- ア マスタースイッチにより、全チャンネルの明かりのレベルアップ・ダウンが行えるものとする。ただし、明かりのレベルアップを行う時に明かりのレベルが0のチャンネルについては、明かりのレベルアップはしないものとする。
- イ 全消灯スイッチにより全ての明かりを消灯できるものとする。
- ウ 可搬型リモコンで記憶されたシーンの再生は、シーン選択スイッチにより行えるものとする。

(3) 外部連動仕様

中央監視からのシーン再生信号（4シーン）による、シーン再生が後押優先にて行えるものとする。

(4) 警報表示（新館調光装置のみ）

- ア 調光盤本体の温度異常を盤面に表示し、中央監視へ外部出力可能とすること。
- イ 主幹ブレーカはトリップ警報付きとする。

2. オンコール保守料等

定期点検実施月以外に、オンコール保守作業を実施した場合の費用負担等については、その都度、乙が見積を徴し、山梨県と乙両方で協議をし、決定するものとする。

【別添仕様書5-9】山梨県立美術館消防用設備等保守

1. 実施場所等

甲府市貢川1丁目4-27 山梨県立美術館内

2. 点検内容等

別表（消防用設備等保守点検一覧表）、消防用設備等を各種別毎に消防庁告示第3号（昭和50.4.1）に示す外観、機能（一部総合を含む）点検を消防法第201号（昭和55.9.21）に示す改正点検基準に従い年2回実施し、うち1回は、管轄の消防署に報告するものとする。

3. 報告事項等

点検結果については、消防法に規定するところにより消防行政機関への報告書を受託者が作成し乙の捺印をうけ、該当地区消防署長に提出するとともに、その届出済報告書の写しを乙に提出するものとする。

- ① 消防用設備等点検結果報告書
- ② 各消防用設備種別毎の点検票
- ③ その他

4. その他

- ① 収蔵庫内の点検の実施にあたり、実施の方法、日時等については、学芸課職員と充分打合せのうえ、実施の際は学芸課職員に立会いを求めること。また、点検作業員1人に対し1人以上の立会者を付け、業務完了後は、点検を実施した者から完了の確認をうけるとともに、美術館職員に報告すること。
- ② その他詳細（窒素ガス・ハロンガス放出試験等）については、山梨県担当職員の指示に従うこと。

(別表) 美術館消防用設備等保守点検一覧表

NO. 1	消火器
NO. 2	屋内・屋外消火栓設備
NO. 3	ハロゲン消火設備
NO. 4	自動火災報知設備
NO. 5	非常警報（非常放送）設備
NO. 6	誘導灯及び誘導標識
NO. 7	排煙設備（防火戸）
NO. 8	非常電源設備
NO. 9	窒素ガス消火設備

機器・分類等	単位	外観・機媒			外観・機媒・総合		
		数量	単価	金額(円)	数量	単価	金額(円)
泡消火器 10型	・						
" 100型	"						
粉末消火器 加圧式	"	42			42		
" 車載式	"						
" 蓄圧式	"	39			39		
強化液消火器 蓄圧式	"						
二酸化炭素消火器 5型	"						
" 7型	"						
" 10型	"						
" 50型以上	"						
ハロン消火器 小型	"						
小計							
基・料金	式	1			1		
小計							
諸経費	式	1			1		
小計							
計							
合計							

機器・分類等	単位	外観・機能			外観・機能・総合		
		数量	単価	金額(円)	数量	単価	金額(円)
加圧送水装置	1組1回当り	2			2		
操作盤	1面1回当り	2			2		
消火栓	1組1回当り	18			18		
起動用スイッチ	1個1回当り	18			18		
表示灯	1灯1回当り						
音響装置	1組1回当り						
表示盤	1面1回当り						
水源(貯水槽、給水装置、バルブ類等)	1組1回当り						
呼水装置	1組1回当り	2			2		
ホース	1本1回当り						
電源装置	"	2			2		
配線点検	1式1回当り	2			2		
放水試験	"				2		
小計							
基本料金	式	1			1		
小計							
諸経費	式	1			1		
小計							
計							
合計							

備考

- 1 水源配管及び耐震措置の点検は、特に項目を設けていないが上記工数の中に含むものとする。
- 2 起動用スイッチ、表示灯及び音響装置(ベル等)は、自動火災報知設備と兼用のものは打ち合わせにより除いてよいものとする。
- 3 ホースについては設置後10年以降点検が必要となる。

機器・分類等	単 位	外観・機能			外観・機能・総合		
		数量	単 価	金額(円)	数量	単 価	金額(円)
本体 (ハロゲンガス容器)	本	34			34		
容器弁開放器	電磁式	個	34		34		
	ガス圧式	〃					
起動用小容器	〃	5			5		
起動用操作函	〃	5			5		
音響装置(ハル・サイレン・スピーカー)	〃	6			6		
連動盤	5回線以下	式	1		1		
	1回線増毎に	〃					
継電器盤	5回線以下	〃	1		1		
	1回線増毎に	〃					
音声盤	面	1			1		
表示盤	〃	1			1		
電源装置	組	1			1		
配線点検	式	1			1		
圧カスイッチ	個	1			1		
不還弁	〃	1			1		
ダンパー	〃	15			15		
放出表示灯函	〃	5			5		
選択弁	〃	5			5		
ヘッド	〃	36			36		
ホースリール	組						
作動試験	式	1			1		
窒素ガス放出試験	式				1		
容器	本				1		
交通運搬費	式				1		
小計							
基本料金	式	1			1		
小計							
諸経費	式	1			1		
小計							
計							
合計							

備考

- 1 総合点検の場合の放出本数は、設置本数の10%を基準とする。
窒素ガス放出試験の工数は、容器1本分の工数とする。ただし、窒素ガスにて代替放出する。
- 2 放出試験とは、窒素ガス容器の取り付け・取り外し及び窒素ガスを減圧調整するための容器取り付け等放出するための諸準備及び放出工数をいい、窒素代は含まれないものとする。

機器・分類等	単位	外観・機能			外観・機能・総合		
		数量	単価	金額(円)	数量	単価	金額(円)
受信機 窓 P型1級 (46/50)	10回線以下	面	1		1		
	10回線増毎	〃	4		4		
受信機 P型2級		〃					
副受信機 窓	10回線以下	〃	2		2		
	10回線増毎	〃					
差動式分布型 感知器	50個以下	個					
	51～100個以下	〃					
	101個以上	〃					
差動式又は補償式 スポット型感知器	50個以下	〃	50		50		
	51～100個以下	〃	50		50		
	101個以上	〃	245		245		
定温式スポット型 感知器	50個以下	〃	13		13		
	51～100個以下	〃					
	101個以上	〃					
煙感知器	50個以下	〃	44		44		
	51～100個以下	〃					
	101個以上	〃					
発信機	P型1級	〃	17		17		
	P型2級	〃					
音響装置		組	14		14		
消火栓起動装置		〃	2		2		
表示灯		灯	18		18		
配線点検		式	2		2		
常用電源	交流	組	2		2		
	蓄電池	〃					
予備電源	蓄電池	〃	2		2		
	乾電池	〃					
非常電源	自家発電設備	〃					
	蓄電池設備	〃					
小計							
基本料金		式	1		1		
小計							
諸経費		式					
小計							
計							
合計							

機器・分類等	単位	外観・機能			外観・機能・総合		
		数量	単価	金額(円)	数量	単価	金額(円)
増幅器操作部 (480W)	200W以下	台	1		1		
	100W増毎	〃	3		3		
	自火報連動	〃	1		1		
遠隔操作部		〃	2		2		
スピーカー	50個以下	個	50		50		
	51~100個以下	〃	50		50		
	101個以上	〃	3		3		
スピーカー回線	10回線以下	式	1		1		
起動装置	押ボタン	〃					
	非常電話	〃					
常用電源		組	2		2		
非常電源		〃	2		2		
配線点検		式	2		2		
小計							
基本料金		式	1		1		
小計							
諸経費		式	1		1		
小計							
計							
合計							

機器・分類等	単位	外観・機能			外観・機能・総合		
		数量	単価	金額(円)	数量	単価	金額(円)
誘導灯	50灯以下	灯	50		50		
	51~100灯以下	〃	46		46		
	101灯以上	〃					
誘導標識		枚					
照度試験		個					
電源装置		組	1		1		
配線点検(系統)		式	1		1		
非常灯		灯					
小計							
基本料金		式	1		1		
小計							
諸経費		式	1		1		
小計							
計							
合計							

(注) 総合点検のみ不要

機器・分類等	単位	外観・機能			外観・機能・総合		
		数量	単価	金額(円)	数量	単価	金額(円)
制御盤 (39/40)	10回線以下	面	1		1		
	1回線増毎	回線	29		29		
ダンパー	50個以下	個	30		30		
	100個以下	〃					
	101個以上	〃					
排煙口	50個以下	〃	11		11		
	100個以下	〃					
	101個以上	〃					
防火戸 ドア一式S型	50個以下	〃	6		6		
	100個以下	〃					
	101個以上	〃					
防火戸 ドア一式W型	50個以下	〃					
	100個以下	〃					
	101個以上	〃					
防火戸 ドア一式温度ヒューズ型	50個以下	〃					
	100個以下	〃					
	101個以上	〃					
防火戸 引戸式ウェット閉鎖型煙連動	〃	2		2			
防火戸 引戸式たたみ型煙連動	〃						
防火戸 引戸式たたみ型煙連動なし	〃						
連動式シャッター 煙連動	50枚以下	枚	12		12		
	100枚以下	〃					
	101枚以上	〃					
〃 煙連動なし	50枚以下	〃					
	100枚以下	〃					
	101枚以上	〃					
手動シャッター	50枚以下	〃					
	100枚以下	〃					
	101枚以上	〃					
可動垂れ壁	50連以下	連	12		12		
	100連以下	〃					
	101連以上	〃					
垂直下降式垂れ壁	枚						
ハッチ煙連動	50台以下	台					
	100台以下	〃					
	101台以上	〃					
ハッチ手動式	50台以下	〃					
	100台以下	〃					
	101台以上	〃					
手動装置	50組以下	組					
	100組以下	〃					
	101組以上	〃					
排煙装置	モーターエンジン駆動	台	1		1		
	エンジン駆動	〃					
	モーター駆動	〃					
	起動盤	〃					
煙感知器	50個以下	個	40		40		
	100個以下	〃					
	101個以上	〃					
空気制御装置	式						
音響装置	組						
予備電源	式	1			1		
配線点検	〃	1			1		
小計							
基本料金	式	1			1		
小計							
諸経費	式	1			1		
小計							
計							
合計							

機器・分類等	単位	外観・機能			外観・機能・総合		
		数量	単価	金額(円)	数量	単価	金額(円)
自家発電機設備 60KVA	式	2			2		
交流発電機		2			2		
制御盤		2			2		
始動装置		2			2		
燃料・水・配管		2			2		
作動試験		2			2		
配線点検		2			2		
小計							
基本料金	式	1			1		
小計							
諸経費	式	1			1		
小計							
計							
合計							

機器・分類等	単位	外観・機能			外観・機能・総合		
		数量	単価	金額(円)	数量	単価	金額(円)
本体(窒素ガス容器)	1基1回当り	43			43		
容器弁開放器	電磁式	1個1回当り					
	ガス圧式	〃	43		43		
起動用小容器	〃	5			5		
起動容器開放装置	〃	5			5		
起動用操作箱	1組1回当り	5			5		
音響装置(バルブ・サイレン・スピーカー)	〃	5			5		
制御盤	1面1回当り	1			1		
煙感知器	1個1回当り	20			20		
音声制御盤	1面1回当り	1			1		
表示盤	〃						
電源装置	1組1回当り	1			1		
圧カスイッチ	1個1回当り	5			5		
不還弁	〃	43			43		
ダンパー	〃	10			10		
放出表示灯函	〃	18			18		
選択弁	〃	5			5		
ヘッド	〃	51			51		
ホースリール	1式1回当り						
作動試験	〃	1			1		
配線点検	〃				1		
窒素ガス放出試験	〃				1		
容器	本				1		
交通運搬費	一式				1		
小計							
基本料金					1		
小計							
諸経費			1		1		
計							
合計							

備考

- 総合点検の場合の放出本数は、設置本数の10%を基準とする。
窒素ガス放出試験の工数は、容器1本分の工数とする。ただし、窒素ガスにて代替放出する。
- 放出試験とは、窒素ガス容器の取り付け・取り外し及び窒素ガスを減圧調整するための容器取り付け等放出するための諸準備及び放出工数をいい、窒素代は含まれないものとする。

【別添仕様書 5-9】 文学館消防用設備等保守

外観・機能・総合点検一式

1 消火器

①粉末消火器 加圧式 24本 蓄圧式 22本

2 屋内・屋外消火栓設備

①加圧送水装置 1台 ②操作盤 1台

③消火栓（起動用スイッチ・表示灯・音響装置） 10箇所

④表示盤 1台 ⑤呼水装置 1台

⑥電源装置 1台 ⑦配線点検 1式 ⑧放水試験 1式

3 ハロゲン消火設備

①ハロゲンガス容器 18本 ②容器弁開放器ガス圧式 2個

③起動用小容器・操作箱 2個 ④音声・表示盤 4台 ⑤電源装置 1台

⑥配線点検 1式 ⑦圧力スイッチ 2個 ⑧不還弁 2個 ⑨ダンパー5個

⑩放出表示灯函 ⑪選択弁 2個 ⑫ヘッド 27個 ⑬作動試験 1式

4 自動火災報知設備

①受信機 6台 ②作動式又は補償式スポット型感知器 8個

③定温式スポット型感知器 4個 ④煙感知器 183台 ⑤発信機 11台

⑥音響装置 13組 ⑦消火栓起動装置 1組 ⑧表示灯 11灯 ⑨配線点検 1式

5 非常警報（非常放送）設備

①増幅器操作部 1台 ②遠隔操作部 1台 ③スピーカー 88台 音量調整器29個

④起動装置 29個 ⑤常用・非常電源 1式 ⑥配線点検 1式

6 誘導灯及び誘導標識

①誘導灯 44灯 ②照度試験 44個 ③電源装置 1台 ④配線点検 4式

7 排煙設備（防火戸）

①制御盤25回線 1面 ②ダンパー 14個 ③排煙口 11個

④防火戸 ドア 一式S型 12個 ⑤連動式シャッター煙連動 2枚

⑥可動垂れ壁 8連 ⑦手動装置 2組 ⑧排煙装置 1台 ⑨煙感知器 22個

⑩空気制御装置 1式 ⑪音響装置 11組 ⑫予備配線 1式 ⑬配線点検 1式

8 非常電源設備

① 家発電機設備 125KVA 1式

※収蔵庫内の点検の実施にあたり、実施の方法、日時等については、学芸課職員と充分打合せのうえ、実施の際は学芸課職員に立会いを求めること。また、点検作業員1人に対し1人以上の立会者を付け、業務完了後は、点検を実施した者から完了の確認をうけるとともに、文学館職員に報告すること。

文学館消防用設備等保守点検項目

NO	消防用設備等種類等	外観・機能		外観・機能・総合		
		数量	金額 (円)	数量	金額 (円)	合計金額
1	消火器	1 式		1 式		
2	屋内・屋外消火栓設備	1 式		1 式		
3	ハロゲン消火設備	1 式		1 式		
4	自動火災報知設備	1 式		1 式		
5	非常警報(非常放送)設備	1 式		1 式		
6	誘導灯及び誘導標識	1 式		1 式		
7	排煙設備(防火戸)	1 式		1 式		
8	非常電源設備	1 式		1 式		
計						
合 計						

文学館 消火器

NO. 1

機器・分類等	単位	外観・機能			外観・機能・総合		
		数量	単価	金額 (円)	数量	単価	金額 (円)
粉末消火器 加圧式	本	2 4			2 4		
粉末消火器 蓄圧式	本	2 2			2 2		
基本料金	式	1			1		
小 計							
合 計							

文学館 屋内・屋外消火栓設備

NO. 2

機器・分類等	単位	外観・機能			外観・機能・総合		
		数量	単価	金額 (円)	数量	単価	金額 (円)
加圧送水装置	組	1			1		
操作盤	面	1			1		
消火栓	組	10			10		
起動用スイッチ	個	10			10		
表示灯	灯	10			10		
音響装置	組	10			10		
表示盤	面	1			1		
呼水装置	組	1			1		
電源装置	〃	1			1		
配線点検	式	1			1		
放水試験	〃	1			1		
小計							
基本料金							
計							
合計							

文学館 ハロゲン化物消火設備
NO. 3

機器・分類等	外観・機能				外観・機能・総合		
	単位	数量	単価	金額 (円)	数量	単価	金額 (円)
本体 (ハロゲンガス容器)	本	18			18		
容器弁開放器	個						
	電磁式						
	ガス圧式	2			2		
起動用小容器	〃	2			2		
起動用操作函	〃	2			2		
音響装置 (ベル・サイレン・スピーカー)	〃	3			3		
音声盤	面	1			1		
表示盤	〃	1			1		
電源装置	組	1			1		
配線点検	式	1			1		
圧力スイッチ	個	2			2		
不還弁	〃	2			2		
ダンパー	〃	5			5		
放出表示灯函	〃	3			3		
選択弁	〃	2			2		
ヘッド	〃	27			27		
作動試験	式	1			1		
窒素ガス放出試験 (容器含む)	〃				1		
小計							
基本料金	式				1		
計							
合計							

機器・分類等		単位	外観・機能			外観・機能・総合		
			数量	単価	金額 (円)	数量	単価	金額 (円)
受信機 窓 P型1級	10回線以下	面	1			1		
	10回線増毎	〃	2			2		
副受信機 窓	10回線以下	〃	1			1		
	10回線増毎	〃	2			2		
差動式又は補償式スポット型感知器	50個以下	〃	8			8		
	51~100個以下	〃						
	101個以上	〃						
定温式スポット型感知器	50個以下	〃	4			4		
	51~100個以下	〃						
	101個以上	〃						
煙感知器	50個以下	〃	50			50		
	51~100個以下	〃	50			50		
	101~150個以下	〃	50			50		
	151個以上	〃	33			33		
発信機	P型1級	〃	11			11		
	P型2級	〃						
音響装置		組	13			13		
消火栓起動装置		〃	1			1		
表示灯		灯	11			11		
配線点検		式	1			1		
常用電源	交流	組	1			1		
	蓄電池	〃	1			1		
小計								
基本料金		式	1					
計								
合計								

文学館 非常警報（非常放送）設備

NO. 5

機器・分類等		単位	外観・機能			外観・機能・総合		
			数量	単価	金額（円）	数量	単価	金額（円）
増幅器 操作部	200 W以下	台	1			1		
	100 W増毎	〃						
	自動火災報知設備の連動	〃	1			1		
遠隔操作部		〃	1			1		
スピーカ	50 個以下	個	50			50		
	50～100 個以	〃	38			38		
	101 個以上	〃						
	音量調整器	〃	29			29		
起動装置	押ボタン	〃	29			29		
	非常電話	〃						
常用電源		組	1			1		
非常電話		〃	1			1		
配線点検		式	1			1		
小 計								
基本料金		式	1			1		
計								
合 計								

文学館 誘導灯及び誘導標識

NO. 6

機器・分類等		単位	外観・機能			外観・機能・総合		
			数量	単価	金額 (円)	数量	単価	金額 (円)
誘導灯	50 灯以下	灯	4 4			4 4		
	51~100灯以下							
	101 灯以上	〃						
誘導標識		枚						
照度試験		個	4 4			4 4		
電源装置		組	1			1		
配線点検		式	4			4		
小 計								
基本料金		式	1			1		
計								
合 計								

文学館 排煙設備 (防火戸) NO. 7

機器・分類等		単位	外観・機能			外観・機能・総合		
			数量	単価	金額 (円)	数量	単価	金額 (円)
制御盤 25回線	10回線以	面	1			1		
	1回線増毎	線	25			25		
ダンパー	50個以下	個	14			14		
	100個以下	〃						
	101個以上	〃						
排煙口	50個以下	〃	11			11		
	100個以下	〃						
	101個以上	〃						
防火戸 ドア一式 S型	50個以下	〃	12			12		
	100個以下	〃						
	101個以上	〃						
連動式 シャッター 煙連動	50枚以下	枚	2			2		
	100枚以下	〃						
	101枚以上	〃						
可動垂れ壁	50連以下	連	8			8		
	100連以下	〃						
	101連以上	〃						
手動装置	50組以下	組	2			2		
	100組以下	〃						
	101組以上	〃						
排煙装置	モーターエンジン駆動	台	1			1		
	エンジン駆	〃						
	モーター駆	〃						
	起動盤	〃						
空気制御装置		式	1			1		
音響装置		組	11			11		
予備電源		式	1			1		
配線点検		〃	1			1		
小計								
基本料金		式	1					
計								
合計								

文学館 非常電源設備

NO. 8

機器・分類等	単位	外観・機能			外観・機能・総合		
		数量	単価	金額 (円)	数量	単価	金額 (円)
自家発電機設備 125KVA	式	1			1		
基本料金	式	1			1		
計							
合 計							

【別添仕様書 5-12】

次のとおり自家用電気工作物の保安管理を行うものとする。

1 委託事業場

- (1) 事業場名 山梨県立美術館
- (2) 所在地 山梨県甲府市貢川 1 - 4 - 27

2 需要（受変電）設備の仕様

- (1) 設備容量[kVA] 3, 000kVA
- (2) 電圧 6, 600V

3 非常用予備発電装置（発電機）の仕様

- (1) 定格容量[kVA] 245kVA
- (2) 電圧 400V

4 業務内容等

(1) 電気主任技術者選任

指定管理者は、電気事業法に定めるところにより、電気主任技術者免状を有する者を電気主任技術者として選任及び届出し県立美術館に常駐させ、若しくは外部委託により電気主任技術者を届出し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うものとする。

- ① 県は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重するものとする。
- ② 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこととする。
- ③ 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うものとする。

(2) 電気主任技術者による月次点検及び年次点検（点検・操作等に要する燃料代を含む）。

- ①月次点検 隔月1回

ただし、経済産業省告示第249号に定めのある場合は、これによる。

- ②年次点検A（停電） 年1回

年次点検Aには月次点検が含まれる。

- ③年次点検B（細密） 3年につき1回（令和5年度及び令和8年度実施予定）

年次点検B（細密）には年次点検A（停電）が含まれる。

【別添仕様書6-1】山梨県立美術館警備等

1. 対象施設等

- (1) 名 称 山梨県立美術館
- (2) 所在地 山梨県甲府市貢川一丁目4-27
- (3) その他 上記敷地建物付帯施設諸物件（設備、物品等）

2. 警備業務

- (1) 本業務の受託者は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第4条の規定により都道府県公安委員会から認定を受けた企業又は団体であること。
- (2) 本業務の従事者は、法及びその他の関係法令に基づき、必要な研修の履行等の条件を満たしていること。
- (3) 本業務の遂行に当たっては、代替性のない貴重な美術資料を収蔵・展示する文化施設であること、多くの来館者が訪れる観覧施設であることなど、対象施設の特性を十分に理解した上で、法令及び山梨県が定める規則を遵守し、美術館の管理運営に寄与するよう努めること。
- (4) 火災、盗難、不法行為の早期発見、防止、排除を行い、観覧者及び委託者の職員の安全と財産を保護し、風紀・規律の維持を図り、美術館の業務の円滑な運営に資すること。

3. 警備業務従事者

警備業務（法第2条第1項第1号及び第2号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に従事する者（以下「警備員」という。）は、原則、受託者の社員とすること。

4. 警備員が有する知識及び技能

- (1) 受託者は、受託者の社内に警備員指導教育責任者を配置し、警備業務を適切に行うため指導、教育、改善を行い、警備員の知識及び技能向上に努めること。また、警備責任者に関しては、施設警備経験3年以上の者を選任し配置すること。
- (2) 受託者は、施設警備業務2級以上の資格を有する者を県立美術館または県立文学館に1名以上配置すること。
- (3) 受託者は、有資格者を変更しようとする場合の後任者について、同等以上の有資格者を配置すること。

5. 警備体制等

警備は、山梨県の規則等及び内規事項等に基づき常駐警備・自動警報警備・駐車場整理により実施するものとする。

常駐警備は、美術館の警備室を警備本部と定め、警備員を配置し、山梨県所有の自動火災報知設備、乙の設置した自動警報警備を併せて、次のポストにより行うものとする。

(1) 警備本部

- ①山梨県担当職員と密接な連絡を保ち、常時、状況に応じた適格な警備業務を行う。
- ②常駐警備員は、指定された警務区域に対する警備業務の責任とそれに付随する権限を有する。
- ③防犯、防災上問題のある事項が生じた時は、現場に急行、内容を確認し、速やかに必要な処置をとり、山梨県担当職員と協議し、適切な対応を行う。
- ④防犯、防災関係設備に故障等が発生した場合は、山梨県担当職員に報告するとともに、早期復旧につとめる。また、必要に応じて、施設管理担当者への連絡、警察、消防への連絡、基地局への連絡を行う。
- ⑤門及び玄関出入口等の解錠及び施錠を行う。

- ⑥通用口の入館者受付、退館者確認を行う。休館日は、常に施錠し、入・退館者がある時は、確認のうえ、解錠すること。
- ⑦不審者等に対する対応業務を行う。
- ⑧常駐警備員は、警備日誌、警備計画書等定められた書類の作成及び提出を行う。
- ⑨出入（搬出口も含む。）管理・監視業務を行う。
- ⑩郵便物、新聞等の受領、引き渡し業務を行う。
- ⑪鍵の授受、貸出、使用についての管理業務を行う。
- ⑫遺失物の取扱い業務を行う。
- ⑬物品等の受領、引き渡し業務を行う。
- ⑭防災、防犯設備の監視を行う。
- ⑮防災・防犯に係る機器等の作動確認を定期的に行う。
- ⑯電話の受付業務を行う。
- ⑰警報装置の保守及び点検を行う。

(2) 巡回等

犯罪・防犯を防止するため、不審者及び不審物を早期発見し、対処するために巡回等を実施する。全館退出後に行う巡回は、潜伏者発見、火気の後始末等を最重点として、概ね次の事項に着眼して、全室・全空間（配電室、配管室、倉庫、屋上等を含む。）を確認しながら巡回等を実施するものとする。巡回等は、8時30分～17時30分の間に8回、17時30分～翌8時30分の間に4回以上を基本とし、状況に応じて回数を増やすものとする。

- ①館内残留者等の早期発見及び処置等
- ②駐車場等も含めた敷地内の不審者、不審物、不審車両の早期発見及び処置等
- ③盗難の予防対策及び処置等
- ④水道の元栓の安全確認等
- ⑤火災誘発状態の早期発見及び処置等
- ⑥扉、シャッター、窓等の施錠確認等
- ⑦不必要電灯の消灯等
- ⑧南館展示室誘導灯の点灯（17時～翌9時）の確認等
- ⑨建物内外の異常の早期発見及び処置等
- ⑩その他

(3) アラーム機器操作

警備本部に設置された次のアラーム機器等の監視及び操作は全て常駐警備員が行うこと。

- ①監視カメラ・モニター
- ②身障者トイレ警報盤
- ③収蔵庫棟電気錠
- ④南館電灯スイッチ
- ⑤館内設備監視盤
- ⑥西門・館入口インターホン
- ⑦エレベーターインターホン
- ⑧館内放送・留守電等
- ⑨南館展示室誘導灯（※）

(※) 南館展示室（展示室A～D・萩原コレクション室）の誘導灯は消防法による特例適用（開館日における9時30分～17時までの間誘導灯消灯可）を受けている。そのため開館日の9時30分に消灯し、17時に点灯する操作を行わなければならないため、常駐警備員が、警備員室内の機器により点灯・消灯操作を行うこととする（火災等の非常時においては自動点灯）。また、日報には、消灯・点灯の時間を記入するとともに、夜間の巡回時においては、点灯を目視で確認し、その旨（点灯の良否及び時間等）を日報に記入すること。

自動警報警備は、電子通知システムによるもので、施設等への不法侵入及び火災の現象を早期に感知し、管制本部に自動的に通知され、常駐警備員、最寄りの機動巡回警備隊員及びアラーム緊急要員に現場急行を指令し、通知の内容によっては、警察署又は消防署へ緊急出動を依頼して適切な処置をとれるものとし、警備の万全を図るため、警報装置の保守及び点検を行うものとする。

駐車場整理は、整理員が、芸術の森公園内の施設を利用する車両の安全、整理、駐車場出入口及び駐車場内の事故防止のため、巡視を行い、不当駐車車両のチェック及び整理に万全を図るものとする。

乙は、いかなる時刻においても連絡を受けることのできる管制本部を設置しなければならない。この管制本部は連絡事項を適正に処理することのできる者によらなければならない。

6. 緊急連絡先等

乙から山梨県への緊急連絡を想定し、緊急連絡先及び管理職連絡先等を定め、常に相互に連絡が取れる体制を平時から確立しておくものとする。

山梨県及び乙は、緊急連絡先等に変更があった場合は、すみやかに互いに連絡するものとする。

7. 連絡及び報告等

管制本部又は常駐警備員が、異常又は事故等を発見し、常駐警備員等だけでは対応できない場合等、その必要があるときは、直ちに緊急連絡先又は警察署に連絡しなければならない。

山梨県の職員等が休館日及び早朝・夜間等に出勤する場合は、山梨県は、責任者名をあらかじめ常駐警備員に連絡するものとする。

8. 警備日誌等

常駐警備員等は、警備実施状況を記録した警備日誌を、毎日乙に提出しなければならない。

乙は、警備対象施設等に、異常及び事故等が発生する恐れがある場合、又は発生した場合は、常駐警備員、機動巡回警備隊員及びアラーム緊急要員が現場へ急行し、次の事項を記載した警備日誌を乙に提出し、報告しなければならない。また、乙は状況に応じ、甲へ報告しなければならない。

- (1) 事故等感知時刻
- (2) 事故等の内容
- (3) 警備員氏名
- (4) その他必要事項

9. 鍵の保管等

施設等の鍵は、乙において善良な管理者の注意をもって厳重に保管するとともに、警備業務達成のためのみに使用するものとし、これを他の目的に転用あるいは複製、または他人に使用させ、貸与もしくは譲渡してはならない。

10. 資料の提出等

山梨県が、必要と認めるときは、随時乙の実施する警備業務について、これを实地に検査し又は必要な資料を提出させることができるものとし、乙は、これを拒むことができない。

1 1. 勤務内容等

(1) 常駐警備

A勤務	8時30分～17時30分（開館日）	2ポスト（2名）
B勤務	8時30分～17時30分（休館日）	1ポスト（1名）
C勤務	17時30分～翌8時30分	1ポスト（1名）

【別添仕様書6-1】山梨県立文学館警備等

1. 対象施設等

- (1) 名称 山梨県立文学館・芸術の森公園
- (2) 所在地 甲府市貢川地内
- (3) 上記の敷地、建物、附带施設諸物件（茶室・野外研修施設・像等）

2. 警備業務

- (1) 本業務の受託者は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第4条の規定により都道府県公安委員会から認定を受けた企業又は団体であること。
- (2) 本業務の従事者は、法及びその他の関係法令に基づき、必要な研修の履行等の条件を満たしていること。
- (3) 本業務の遂行に当たっては、代替性のない貴重な文学資料を収蔵・展示する文化施設であること、多くの来館者が訪れる観覧施設であることなど、対象施設の特性を十分に理解した上で、法令及び山梨県が定める規則を遵守し、文学館の管理運営に寄与するよう努めること。
- (4) 火災、盗難、不法行為の早期発見、防止、排除を行い、観覧者及び委託者の職員の安全と財産を保護し、風紀・規律の維持を図り、文学館の業務の円滑な運営に資すること。

3. 警備業務従事者

警備業務（法第2条第1項第1号及び第2号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に従事する者（以下「警備員」という。）は、原則、受託者の社員とすること。

4. 警備員が有する知識及び技能

- (1) 受託者は、受託者の社内に警備員指導教育責任者を選任し、警備業務を適切に行うため指導、教育、改善を行い、警備員の知識及び技能向上に努めること。また、警備責任者に関しては、施設警備経験3年以上の者を選任し配置すること。
- (2) 受託者は、施設警備業務2級以上の資格を有する者を県立美術館または県立文学館に1名以上配置すること。
- (3) 受託者は、有資格者を変更しようとする場合の後任者について、同等以上の有資格者を配置すること。

5. 警備体制等

警備は、山梨県の規則等及び内規事項等に基づき常駐警備・自動警報警備・駐車場整理により実施するものとする。

常駐警備は、文学館の警備室を警備本部と定め、警備員を配置し、山梨県所有の自動火災報知設備、乙の設置した自動警報警備を併せて、次のポストにより行うものとする。

(1) 警備本部

- ①山梨県担当職員と密接な連絡を保ち、常時、状況に応じた適格な警備業務を行う。
- ②常駐警備員は、指定された警務区域に対する警備業務の責任とそれに付随する権限を有する。
- ③防犯、防災上問題のある事項が生じた時は、現場に急行、内容を確認し、速やかに必要な処置をとり、山梨県担当職員と協議し、適切な対応を行う。
- ④防犯、防災関係設備に故障等が発生した場合は、山梨県担当職員に報告するとともに、早期復旧につとめる。また、必要に応じて、施設管理担当者への連絡、警察、消防への連絡、基地局への連絡を行う。
- ⑤門及び玄関出入口等の解錠及び施錠

- ⑥通用口の入館者受付、退館者確認を行う。休館日は、常に施錠し、入・退館者がある時は、確認のうえ、解錠すること。
- ⑦不審者等に対する対応業務を行う。
- ⑧常駐警備員は、警備日誌、警備計画書等定められた書類の作成及び提出を行う。
- ⑨出入（搬出口も含む。）管理・監視業務を行う。
- ⑩郵便物、新聞等の受領、引き渡し業務を行う。
- ⑪鍵の授受、貸出、使用についての管理業務を行う。
- ⑫遺失物の取扱い業務を行う。
- ⑬物品等の受領、引き渡し業務を行う。
- ⑭防災、防犯設備の監視を行う。
- ⑮防災・防犯に係る機器等の作動確認を定期的に行う。
- ⑯電話の受付業務を行う。
- ⑰警報装置の保守及び点検を行う。

(2) 巡回等

犯罪・防犯を防止するため、不審者及び不審物を早期発見し、対処するために巡回等を実施する。全館退出後に行う巡回は、潜伏者発見、火気の後始末等を最重点として、概ね次の事項に着眼して、全室・全空間（配電室、配管室、倉庫、屋上等を含む。）を確認しながら巡回等を実施するものとする。巡回等は、9時～18時の間に8回、18時～翌9時の間に4回以上を基本とし、状況に応じて回数を増やすものとする。

- ①館内残留者等の早期発見及び処置等
- ②駐車場等も含めた敷地内の不審者、不審物、不審車両の早期発見及び処置等
- ③盗難の予防対策及び処置等
- ④水道の元栓の安全確認等
- ⑤火災誘発状態の早期発見及び処置等
- ⑥扉、シャッター、窓等の施錠確認等
- ⑦不必要電灯の消灯等
- ⑧建物内外の異常の早期発見及び処置等
- ⑨その他

(3) アラーム機器操作

警備本部に設置されたアラーム機器等の監視、操作等は全て常駐警備員が行うこと。

自動警報警備は、電子通知システムによるもので、施設等への不法侵入及び火災の現象を早期に感知し、管制本部に自動的に通知され、常駐警備員、最寄りの機動巡回警備隊員及びアラーム緊急要員に現場急行を指令し、通知の内容によっては、警察署又は消防署へ緊急出動を依頼して適切な処置をとれるものとし、警備の万全を図るため、警報装置の保守及び点検を行うものとする。

駐車場整理は、整理員が、芸術の森公園内の施設を利用する車両の安全、整理、駐車場出入口及び駐車場内の事故防止のため、巡視を行い、不当駐車車両のチェック及び整理に万全を図るものとする。

乙は、いかなる時刻においても連絡を受けることのできる管制本部を設置しなければならない。この管制本部は連絡事項を適正に処理することのできる者によらなければならない。

6. 緊急連絡先等

乙から山梨県への緊急連絡を想定し、緊急連絡先及び管理職連絡先等を定め、常に相互に連絡が取れる体制を平時から確立しておくものとする。

山梨県及び乙は、緊急連絡先等に変更があった場合は、すみやかに互いに連絡するものとする。

7. 連絡及び報告等

管制本部又は常駐警備員が、異常又は事故等を発見し、常駐警備員等だけでは対応できない場合等、その必要があるときは、直ちに緊急連絡先又は警察署に連絡しなければならない。

山梨県の職員等が休館日及び早朝・夜間等に出勤する場合は、山梨県は、責任者名をあらかじめ常駐警備員に連絡するものとする。

8. 警備日誌等

常駐警備員等は、警備実施状況を記録した警備日誌を、毎日乙に提出しなければならない。

乙は、警備対象施設等に、異常及び事故等が発生する恐れがある場合、又は発生した場合は、常駐警備員、機動巡回警備隊員及びアラーム緊急要員が現場へ急行し、次の事項を記載した警備日誌を乙に提出し、報告しなければならない。また、乙は状況に応じ、甲へ報告しなければならない。

- (1) 事故等感知時刻
- (2) 事故等の内容
- (3) 警備員氏名
- (4) その他必要事項

9. 鍵の保管等

施設等の鍵は、乙において善良な管理者の注意をもって厳重に保管するとともに、警備業務達成のためのみに使用するものとし、これを他の目的に転用あるいは複製、または他人に使用させ、貸与もしくは譲渡してはならない。

10. 資料の提出等

山梨県が、必要と認めるときは、随時乙の実施する警備業務について、これを実地に検査し又は必要な資料を提出させることができるものとし、乙は、これを拒むことができない。

11. 勤務内容等

(1) 常駐警備

- A勤務 9時～18時（開館日） 2ポスト（2名）
- B勤務 9時～18時（休館日） 1ポスト（1名）
- C勤務 18時～翌9時 1ポスト（1名）
- D勤務 18時～19時（祝祭日を除く月曜日～金曜日の開館日） 1ポスト（1名）
- E勤務 19時～21時（祝祭日を除く月曜日～金曜日の開館日） 1ポスト（1名）
- F勤務 18時～21時（土日・祝祭日） 1ポスト（1名）

※E勤務、F勤務は、貸し館対応勤務であり、山梨県と乙両方で、綿密に打ち合わせを行い、実施するものとする。

(2) 駐車場整理員

勤務は、土・日曜日及び祝祭日の9時30分から16時30分を原則とし、山梨県が混雑の状況等により変更（勤務日等の追加・削減等）するものとする。

人員は、2名をもってあたる。ただし、山梨県担当職員が必要と認めるときは、この限りではない。

配備計画は、山梨県担当職員と乙両者が綿密に打ち合わせを行い実施するものとし、変更がある場合は2日前までに連絡するものとする。

文学館・美術館常駐警備と連携をし、駐車場整理業務を実施する。

【別添仕様書7-1】山梨県立美術館清掃等

清掃等の業務は、相互信頼の精神のもとでの作業等であることを鑑み、仕様書では、業務の大要を示し、記載されない事項であっても、現地の状況に応じ、山梨県担当職員が美観または建物管理上必要と認めたことについては、乙と協議したうえで、実施依頼をすることができるものとする。

本仕様書に定めるもののほか「労働基準法」等関係法令等によるものとする。

1. 作業員等

- (1) 乙は、初任者研修の実績を始め、定期的な研修の実施により作業員の資質の向上に努め、作業員の異動も極力避け、館内の状況に精通した人員を配置する事により館内の安全・衛生を保つ事に努める。
- (2) 乙は、山梨県に対し、作業員等の乙に採用時の履歴書（コピー可）を添付し、要員名簿を提出することとする。
- (3) 乙は、関係者間の連絡調整及び他の作業員等を指揮監督する現場責任者を選任するものとする。なお、現場責任者は乙に勤続3年以上の者とする。
- (4) やむを得ず作業員の入れ替えを行なう場合は、乙は、山梨県と協議のうえ、十分な面接調査及び身元保証人等を記載した書類の提出により、作業員等としてふさわしい人員の配置を行い、乙は、山梨県に対し、要員名簿変更届けに履歴書（コピー可）を添付し提出することとする。

2. 作業内容等

- (1) 作業内容等は、原則、清掃作業基準表及び清掃作業内容書によるものとし、常駐6名/日とし、休館日及び山梨県の指定した日を除き毎日行う。床、窓ガラスの定期的に行う清掃は、通常休館日に行うものとする。なお、収蔵庫における定期清掃の要員は常駐員を配置し、休館日に行うものとする。
- (2) 作業の時間は、8:00～17:15とする。展示室内の作品における防犯及び警備上のため、17時15分以降の作業は原則禁止とする。ただし、山梨県が必要と認めた場合はこの限りではない。また、17時から17時15分に実施する閉館後清掃は、短時間で行うため、常駐員以外の増員等、必要な人員を配置し対処すること。
- (3) 1日に2回以上清掃することが規定されている清掃箇所については、各回の作業時間の間隔を十分に考慮して行うこと。
- (4) 清掃作業に使用する器具及び材料は乙の負担とし品質良好なものを使用すること。収蔵庫定期清掃に使用する器具は、美術品の防塵、防かび、防虫等の観点から収蔵庫専用とし、他の清掃区域で用いた器具は絶対に使用しない事とする。
- (5) 乙は、山梨県が定める、清掃業務実施基準表に基づき、作業員を配置し、清掃作業を行うものとする。
- (6) 作業員等は、清掃作業日報を作成し、作業終了後、翌朝8時30分までに乙に提出し、乙はそれに基づき指導、助言等するものとする。
- (7) 清掃時に、展示室内で虫の死骸を発見した場合、記録に残し、山梨県担当職員に報告する。
- (8) 使用する洗剤（ワックス等）は、SDS（安全データシート）を提出し、山梨県担当職員と協議し、事前に了承を得るようにする。
- (9) 収蔵庫内の点検の実施にあたり、実施の方法、日時等については、学芸課職員と充分打合せのうえ、実施の際は学芸課職員に立会いを求めること。また、点検作業員1人に対し1人以上の立会者を付け、業務完了後は、点検を実施した者から完了の確認をうけるとともに、美術館職員に報告すること。

3. 特記事項等

清掃作業基準表及び清掃作業内容書等には表記されていない部屋ごと、材質ごと等での留意事項を示すものとする。

施設共通事項

- ・窓硝子の手垢、窓枠、ブラインド等は水拭きし、その後水滴の跡等が残らないように拭き上げる清掃を、1週間に2回程度実施する。
- ・机上等の書類等がある場合は、原則的には、移動したうえで、清掃するものとするが、移動する際は、万全を期し、個人情報等の取扱等には十分留意すること。また、清掃後は必ず元の位置に戻すこと。
- ・会議室、製作展示室、工房、総合実習室、写真室、警備室、暗室、資料室等は担当者の指示を必ず受け作業を実施する。
- ・清掃機器使用時等に、過電流等によりブレーカーがトリップすることがないように留意すること。また、コンセントは、清掃専用のものを使用すること。
- ・作品、資料等に洗剤、水等が付着等することがないように十分留意すること。
- ・室内の温湿度等の環境変動は最小限にするよう努めること。

【日常清掃】

- (1) 資料室、製作展示室、工房、準備室、暗室、腐食室、講師室、総合実習室、荷解室、警備室、宿直室、医務室、監視員室、印刷室、授乳室
 - ・山梨県等担当職員の下承をとったうえで、机上の水拭き、黒板の拭き上げを実施すること。
 - ・室内にあるものについては、一切手を触れないようにすること。
- (2) 玄関、エントランスホール、ピロティ、エレベータールーム、休憩スペース、レストラン玄関
 - ・入口硝子は前面を水拭きし、その後水滴の跡等が残らないように拭き上げること。
 - ・開館中、午前1回、午後2回は巡回し、シミ等の汚れがある場合は、入館者の邪魔にならない様に留意し、汚れの除去を行うこと。
 - ・階段の手摺は水拭きをし、止め金具まで清掃すること。
 - ・巡回時は、天井のクモの巣に留意し、発見次第取り除くこと。
 - ・照明器具等の塵、昆虫の死骸等も定期的に取り除くこと。
 - ・ピロティについては、1週間に1度はポリッシャーにて水洗いを実施すること。
 - ・玄関マット等は、真空掃除機で、毛玉、糸くず等も完全に除去し、毛足は一定方向にそろえる様に清掃すること。なお、月に一度、クリーニング等水洗い洗浄を行うこと。マットは交換用を含め、4箇所×2枚＝8枚の用意がある。
- (3) ロビー、階段
 - ・開館中、午前1回、午後2回は巡回し、シミ等の汚れがある場合は、入館者の邪魔にならない様に留意し、汚れの除去を行うこと。
 - ・階段の手摺は水拭きをし、止め金具まで清掃すること。
 - ・巡回時は、天井のクモの巣に留意し、発見次第取り除くこと。
 - ・照明器具等の塵、昆虫の死骸等も定期的に取り除くこと。
- (4) 洗面所、便所、湯沸室
 - ・洗面所、便所の床面は、自在ボウキで除塵し、デッキブラシで中性洗剤を用いて洗浄し、汚水を流し、水モップで拭き上げること。
 - ・衛生器具は、酸性洗剤を用いて洗浄し、水を流すこと。特に小便器及びその周辺は尿石が残りやすいので、目皿を取りトラップの中まで清掃する等、入念な作業を実施すること。特に小便器の下は注意する。

- ・洗面器は、中性洗剤を用いて洗浄し、水を流すこと。
 - ・衛生器具、洗面器等の金具は、中性洗剤を用いて洗浄し必ず乾拭きをすること。
 - ・壁面、扉、換気扇、防臭口等も汚れの状況に応じ定期的な清掃を実施すること。
 - ・開館前に前面清掃をする際、トイレットペーパー、水石けん等の消耗品を補充し汚物等の処理すること。また、午前1回、午後2回の巡回を行い消耗品の補充及び衛生器具、洗面器等も汚れの状況に応じ清掃すること。
 - ・残飯処理機の使用により残飯等の処理を行うこと。
- (5) 常設展示室、企画展示室、一般展示室（A・B）、講堂、展示室（A）～（D）、萩原コレクション室
- ・開館前（開錠後）に巡回点検をし、前日の夜間清掃状況を確認し、必要がある場合は清掃をすること。
 - ・開館中、午前1回・午後2回の点検清掃を実施するが、入館者の邪魔にならないよう最善をつくすこと。
 - ・展示室（A）～（D）の空調吸込み口等の清掃を週に1回実施すること。
- (6) 屋外清掃
- ・1日に2～3回巡回し、庭園内、遊歩道、駐車場等の落ち葉の清掃をすること。
 - ・1日に2～3回巡回し、庭園内の雑草、ゴミ等の処理をすること。
 - ・庭園内に玉砂利が入らない様、竹ボウキにて掃き整えること。
 - ・屑入れの処理をすること。
 - ・降雪時には除雪作業を行い、開館までには通路を確保すること。
 - ・排水溝、池等の落葉、泥等の処理を定期的に行い、害虫が発生しないようにすること。
 - ・屋上排水溝の落葉、泥等の清掃を定期的に行い、排水が詰らないようにすること。特に、秋は、落葉等に留意し、冬の凍結前に計画的に行うこと。
 - ・建物回りの窓、窓枠等を定期的に水拭きし、その後水滴の跡等が残らないように拭き上げること。
- (7) その他関連業務
- ・清掃作業中のお客様からの質問、問い合わせ等については、気持ちの良い対応をとること。そのために、館に対する知識（設備・作品・事業等）について美術館発行の資料等により、常に情報収集し習得しておくこと。
 - ・清掃業務以外の環境変化等について、素早く察知するように心がけ、早急に連絡ができるような体制を常に整えておくこと。

【夜間清掃】（17時～17時15分）

- (1) 常設展示室、企画展示室、一般展示室（A・B）、講堂、展示室（A）～（D）、萩原コレクション室、エントランス、ロビー、階段等
- ・高価な絵画等が多数展示されているので、山梨県担当職員の指示のもと、最善の注意をもって作業すること。
 - ・絵画付近の床面の除塵、水拭き作業等は前進のみとし、絶対に後退はしないこと。
 - ・責任者は常に巡回し、作業員に指導、監督等を行い、適切に業務を遂行すること。
 - ・科学モップ等で除塵し、水モップ等で全面を拭き上げること。特に、隅に塵がたまりやすいので残さないよう留意すること。また、除塵の際はほこりを舞い立たせないよう最善を尽くすこと。
 - ・硝子、扉、枠等の手垢を水拭きし、その後水滴の跡等が残らないように拭き上げること。
 - ・展示室毎に、作業が終了し次第、早急に山梨県担当職員に作業終了の報告すること。作品の防犯および警備対策のため、山梨県担当職員が報告があり次第、展示室の施錠を行う。

【定期清掃】

- (1) 常設展示室、企画展示室、一般展示室（A・B）、講堂、展示室（A）～（D）、萩原コレクション室、エントランス、ロビー、階段等
 - ・高価な絵画等が多数展示されているので、山梨県担当職員の指示のもと、最善の注意をもって作業すること。
 - ・絵画付近の床面の除塵、水拭き作業等は前進のみとし、絶対に後退はしないこと。
 - ・ポリッシャー等の機械類の取扱には十分留意し、壁面等に振動等を与えるようなことはしないようにすること。
 - ・責任者は常に巡回し、作業員に指導、監督等を行い、適切に業務を遂行すること。
- (2) 収蔵庫、新収蔵庫、資料室
 - ・貴重な作品、資料等の保管庫である為、最善の注意を払い清掃すること。
 - ・必ず、学芸員の立ち合い、指示で作業すること。
 - ・専用清掃器具を使用し、作業すること
 - ・フローリング床の清掃は極力、水を使用せず、床材の保護に努めること。

※収蔵庫 1（前室含む）（Pタイル）	1 8 5 m ²	月 1 回
※資料室（Pタイル）	6 3 m ²	週 1 回
※収蔵庫 2～4（フローリング）	8 9 1 m ²	年 3 回
※収蔵庫 5（Pタイル）	1 1 4 m ²	年 3 回
※収蔵庫 2～4 前室（Pタイル）	1 0 2 m ²	年 3 回
※一時保管庫兼検証室（Pタイル）	1 7 8 m ²	年 3 回
※1 階荷捌室 3（Pタイル）	1 1 8 m ²	年 3 回
※2 階荷物ホール	1 8 5 m ²	年 3 回
※収蔵庫階段	1 0 5 m ²	年 3 回
- (2) 塩化ビニールタイル施行箇所
 - ・1 週間に 1 回、スプレーバフィンを実施して、床面の光沢維持に努めること。
 - ・月に 1 回、定期清掃作業を行うこと。
- (3) クリンカータイル施行箇所
 - ・散水しながらデッキブラシ又は、フロアーマシンで洗浄すること。ただし、必要に応じて洗剤を併用すること。
 - ・月に 1 回、定期清掃作業を行うこと。
- (4) 窓硝子
 - ・硝子専用洗剤を隅々まで塗布し、硝子用スクイジーで汚水処理をすること。
 - ・サッシの溝、枠等の汚れ、塵も水拭き等で除去すること。
 - ・ロビーの窓ガラスについては、定期以外にも汚れに応じて適時処理すること。
 - ・低所窓硝子については、年に 2 回定期清掃作業を行うこと。
 - ・本館 2 階ロビー及び新館正面階段側面強化合せ硝子施行箇所は高所窓硝子とし、月に 1 回、定期清掃作業を行うこと。
- (5) 屋外彫刻の拭き掃除
 - ・学芸員の立ち合い、指示のもと、月 1 回作業すること。

【塵芥収集】

- (1) 館内等清掃により発生した塵芥等を次の要領で収集処理すること。
 - ・所定の容器に分別し、収集等すること。
 - ・不燃物、可燃物等は定期的（週 1 回）に搬出処理すること。
 - ・誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって作業を履行すること。
 - ・業務履行後、作業報告書等の書面により状況を速やかに報告すること。
 - ・美観を損ねる事例が発生した場合は、山梨県が乙と協議のうえ定めた処理方針に基づいた指示により、乙は作業を履行するものとする。

清 掃 作 業 内 容 書

1 / 4

A：日常清掃作業①

記号	作 業 名	作 業 方 法
A 1	ダストコントロール方式	モップ等に帯電剤等をしみこませ拭くことにより、ホコリをたてずにホコリ等を吸い取り、除塵と清掃の双方の効果を上げる衛生的な掃除方法。 汚れが落ちず、艶が出ない場合は、必要に応じて素材を痛めない特殊洗剤等で磨く。
A 2	除 塵	什器・備品・消火器等は、毛バタキ等で除塵し、帯電剤クロス等で拭きあげる。 高価な置物等が多い為、作業に十分留意する。
A 3	手垢の拭取り	手垢等の汚れは、湿った布で除去し、乾いた布で拭きあげる。
A 4	マ ッ ト 清 掃	◆ゴム製・合成樹脂製：真空掃除機で砂塵等を吸取り、水拭きを行う。 1週間に1回程度日光で乾燥させること。 ◆シュロ製：軽くたたいてホコリ等を除去する。 ◆金属製：真空掃除機で砂塵等を吸取る。
A 5	バ キ ュ ー ム 清 掃	◆カーペット：真空掃除機で丁寧に集塵し、カーペットの毛を破損しないよう織目に従って毛玉、糸くず等も完全に除去するように入念に清掃し、毛足を一定方向にそろえるようにする。なお、汚れがあるときは、素材を痛めない特殊洗剤等で除去する。 なお、館長室、応接室は、応接セット等も移動したうえで、清掃すること。 ◆エレベーターの溝：真空掃除機で、砂塵等を吸取る。
A 6	掃 き 掃 除	自由箒・化学モップ等を用いてホコリが舞い上がらないよう丁寧に掃き、汚れの度合いによっては、水拭き又は乾拭きをモップ等で行う。
A 7	中性洗剤による水拭き	床の除塵等が完了しているか確認したうえで、柔らかい布等で素材を痛めない中性洗剤等を用い水拭きし、清水で洗剤分が残らないように拭きあげる。
A 8	乾 拭 清 掃	柔らかい布で汚れた箇所を乾拭きする。必要に応じて素材を痛めない特殊洗剤等で磨く。
A 9	衛生陶器の洗浄	素材を痛めない中性洗剤、特殊洗剤等を用い、スポンジ等で汚れを除去し、柔らかい布等で拭く。塩酸、ミガキ砂等の素材を痛めるものは使用しないこと。
A10	鏡台、洗面台の清掃	素材を痛めない中性洗剤、特殊洗剤等を用い、スポンジ等で汚れを除去し、柔らかい布等で拭く。 鏡は、柔らかい布等で磨き上げる。
A11	仕切扉の清掃	素材を痛めない中性洗剤、特殊洗剤等を用い、柔らかい布で汚れを除去し、清水で洗剤分が残らないように拭きあげる。 金属（ステンレス及びスチール）製ハンドルは、柔らかい布等で毎日磨く。
A12	金属面の磨き (艶出し・研磨)	材質に適した材料により磨き、柔らかい布等で拭きあげる。

A：日常清掃作業②

記号	作業名	作業方法
A13	くず（茶殻、紙屑等）の処理	紙屑等は、ダストカートにより所定の場所に集めたいえで搬出する。くず入は、必ず所定の位置に戻す。 書類等の搬出は、必ず担当者等に確認してから行う。 茶殻等は、所定の場所に集めたいえで搬出する。
A14	巡回による粗ゴミ取り	箒、ちりとり等を持ち、施設全体を巡回し、粗ゴミを拾い集める。
A15	撒水	周囲に注意しながらホース等で、壁面及び硝子等に、撒水した後、水を切る。 植栽等については、適宜、水やりを行う。
A16	ダストコントロール方式巡回	ダストコントロール方式により、施設全体を巡回し、作業を行う。
A17	水拭き又は水洗浄	床の除塵等が完了しているか確認したうえで、きれいに洗ったモップ、柔らかい布等で拭きあげる。
A18	衛生消耗品の補給	トイレトーパー、手洗用石鹸、尿石付着防止剤等の衛生消耗品は、常に各便所を点検し不足分を補充する。
A19	汚物処理	ポリエチレン袋に入れて所定の容器に集めたいえで搬出する。
A20	電動研磨機による研磨	床面を、エアゾール（剥離剤、洗剤、ワックス等）により湿らせたうえで、電動研磨機により研磨し、汚れを取り、艶を出す。 床面の状態に応じて電動研磨機のパッドの種類をかえ、床面の隅々まで研磨をすること。 研磨の際は、巾木、カウンター、柱等を傷つけないように特に気をつけること。

B：定期清掃作業①

記号	作業名	作業方法
B 1	ワックス塗布による補修	スプレーパフ作業により、剥離剤や洗剤を混合した特殊液剤を床面にスプレーしながら、電動研磨機（床面に応じたパッドを使用）で表面の汚れの除去と磨き直しを行う。床面の状態に応じ、柔らかい布等で拭きあげ、樹脂ワックス等を1～2回塗布し仕上げる。
B 2	洗浄ワックス塗布	<p>動かすことができる什器等は移動したうえで、中性洗剤又は特殊洗剤等を適量塗布し、電動研磨機（床面に応じたパッドを使用し傷等が付かないように留意すること。）等で隅々まで磨き上げる。汚水は水切りドライヤー等で切り、バケツに回収し、きれいなモップ等で拭きあげる。</p> <p>ワックスを塗布する前に、床面をシール剤で2～3回シールすること。</p> <p>ワックスは、3回以上もれないように隅々まで塗布し、塗布と塗布の間は、十分乾燥させること。</p> <p>洗浄及び塗布等の際は、周囲の備品、壁面及び巾木、電話線、床面埋込コンセント等に留意し、汚れが付着した場合等は速やかに除去等の対処をすること。</p> <p>机上等の書類等には特に気をつけること。</p> <p>ビニールタイル、ゴムタイル、コンクリート、石材ボーダー等それぞれの材質に応じた樹脂ワックス（リンレイのパーモロイタル、パーモラパー、パーモコンクリート、パーモマーブル等）を塗布すること。</p>
B 3	水拭き又は中性洗剤による洗浄	<p>きれいな柔らかい布等で拭きあげる。</p> <p>汚れがひどい場合は、中性洗剤等を用いスポンジ等で、汚れを除去し、柔らかい布で洗剤分が残らないように拭きあげる。</p>
B 4	低所・高所の水拭き	壁面の低・高所部分をきれいに洗った柔らかい布等で拭きあげる
B 5	泥処理	側溝及び排水溝等の砂や塵芥集積物を除去する。
B 6	掃き掃除	箒等を用いてホコリが舞い上がらないようていねいに掃く。
B 7	壁面ダストクロス清掃	帯電剤クロス等で拭きあげる。
B 8	扉・壁面等汚点除去	<p>扉は、中性洗剤、特殊洗剤等を用いて、柔らかい布等で汚れを除去し、乾いた布で洗剤分が残らないように拭きあげる。</p> <p>壁面は、材質に適した特殊洗剤等を用いて柔らかい布等で汚れを除去し、乾いた布で洗剤分が残らないように拭きあげる。</p>
B 9	天井ちり払い	鳥毛払い、モップ等で天井の隅々までホコリやくもの巣等を丁寧に取り除く。
B 10	洗浄	床面を洗浄後、きれいな水で流す。排水穴がない場合は、汚水を水切りドライヤー等で切り、バケツに回収し、きれいなモップ等で拭きあげる。

B：定期清掃作業②

記号	作業名	作業方法
B11	硝子戸清掃一式	<p>特殊洗剤等を用いて、スクイージ等で硝子の裏表の汚れを除去し、柔らかい布等で拭きあげる。</p> <p>ブラインド等の付属物も同様の清掃を行う。</p> <p>外部の硝子戸の場合、ゴンドラ等を使用することがあるため、十分な安全対策をとり、作業を実施すること。</p> <p>サッシの溝、枠等の汚れ、塵等も柔らかい布等で水拭きし、乾いた布で拭きあげる。</p>
B12	ダストコントロール方式	A1の「ダストコントロール方式」と同様の作業方法。
B13	照明器具、アネモ（吹出口）等の除塵	<p>中性洗剤、特殊洗剤等（洗剤を用いる場合は、山梨県職員の許可を得ること。）を用い、よく絞った柔らかい布又は真空掃除機で除塵し、帯電剤クロス等で拭きあげる。</p> <p>照明器具、アネモ（吹出口）等は、原則として分解せずに清掃をすること。必要に応じ、山梨県職員の指示を受けること。</p> <p>清掃作業は、原則として日中行うものとする。ただし、執務等に支障があると山梨県職員が判断した場合は、閉館後に行うものとする。</p> <p>電気配線、足場、天井等に十分留意し、事故等が発生しないよう十分に留意すること。</p>
B14	カウンター等の汚れ取り及び除塵	<p>カウンターの上面、側面は、中性洗剤、特殊洗剤等を用い、よく絞った柔らかい布で汚れをとり、除塵する。除塵後は、ワックス等で磨き上げる。</p>
B15	じゅうたん清掃	<p>次の順序で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. じゅうたんの点検を行う。 2. 除塵を行う。 3. シミの種類を見分け、最も適したシミとりを行う。 4. じゅうたんの種類や汚れ具合に最も適した洗浄方法を選択し、基布を濡らさないよう、適切な洗浄液の濃度及び量で洗浄を行う。 5. 洗浄後は、早急に泡状の洗浄液と汚水を強力なバキューム機で吸泡する。 6. 基布を濡らさないように留意し、すすぎを行い、自然乾燥させる。 7. じゅうたんの毛足を一定方向にそろえる。 <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○清掃機器使用時等に、過電流等によりブレーカーがトリップすることがないように留意すること。また、コンセントは、清掃専用のものを使用すること。 ○作品、資料等に洗剤、水等が付着等することがないように十分留意すること。 ○室内の温湿度等の環境変動は最小限にするよう努めること。 ○清掃実施時には、乙の担当者が立ち会うこと。

清掃作業基準表

(本館・収蔵庫棟)

3/4

部門別	階数	室数	美術館清掃区域																	
			床面積 (m ²)																	
			部屋名																	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			
外			第2駐車場																	
			第3駐車場																	
			美術館庭園																	
部			池																	
			排水溝・河川等																	
レストロ	1	1	休憩スペース																	
			1 休憩スペース(前室)																	
			2 1 トイレ男・女各																	
			1 1 ハンドリ																	
			1 1 厨房事務室																	
			1 1 厨房事務室																	
			1 1 厨房トイレ																	
			1 1 厨房倉庫																	
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
						タストコントロール方式														
						除塵														
						灰皿処理														
						手垢の拭取り														
						マット清掃														
						ハキユーム清掃														
			掃き掃除																	
			中性洗剤による水拭き																	
			乾拭清掃																	
			衛生陶器の洗浄																	
			鏡台・洗面所の洗浄																	
			仕切・扉の洗浄																	
			金属面の磨き																	
			くず茶殻紙屑の処理																	
			巡回ゴミ取り																	
			撤水																	
			タストコントロール巡回方式																	
			水拭き又わ水洗浄																	
			衛生消耗品の補給																	
			汚物処理																	
			電動研磨機による研磨																	
			ワックス塗布による補修																	
			洗浄ワックス塗布																	
			水拭き又は中性洗剤洗浄																	
			低所・高所の水拭き																	
			泥処理																	
			掃き掃除																	
			壁面タストクロス清掃																	
			扉壁面汚点除去																	
			天井ちり払い																	
			洗浄																	
			硝子戸・清掃一式																	
			タストコントロール方式																	
			照明器具・アネモ除去																	
			カウンターの汚れ取り等																	
			じゆうたん清掃																	

【別添仕様書7-1】山梨県立文学館・芸術の森公園清掃等

清掃等の業務は、相互信頼の精神のもとでの作業等であることを鑑み、仕様書では、業務の大要を示し、記載されない事項であっても、現地の状況に応じ、山梨県担当職員が美観または建物管理上必要と認めたことについては、乙と協議したうえで、実施依頼をすることができるものとする。

本仕様書に定めるもののほか「労働基準法」等関係法令等によるものとする。

1. 作業員等

- (1) 作業員は、業務遂行に必要な要員を配置し、基本的に文学館4名・芸術の森公園2名とする。
- (2) 乙は、初任者研修の実績を始め、定期的な研修の実施により作業員の資質の向上に努め、作業員の異動も極力避け、館内の状況に精通した人員を配置する事により館内の安全・衛生を保つ事に努める。
- (3) 乙は、山梨県に対し、作業員等の乙に採用時の履歴書（コピー可）を添付し、要員名簿を提出することとする。
- (4) 乙は、関係者間の連絡調整及び他の作業員等を指揮監督する現場責任者を選任するものとする。なお、現場責任者は乙に勤続3年以上の者とする。
- (5) やむを得ず作業員の入れ替えを行なう場合は、乙は、山梨県と協議のうえ、十分な面接調査及び身元保証人等を記載した書類の提出により、作業員等としてふさわしい人員の配置を行い、乙は、山梨県に対し、要員名簿変更届けに履歴書（コピー可）を添付し提出することとする。

2. 作業内容等

- (1) 文学館1階から3階、茶室、フローラの池、芸術の森公園のうち、別に示す記載の箇所の清掃及び各所に生ずるごみ、汚物の収集、不燃物の収集処理、有価物の分別収集を行うものとする。
- (2) 1日に2回以上清掃することが規定されている清掃箇所については、各回の作業時間の間隔を十分に考慮して行うこと。
- (3) 清掃作業に使用する器具及び材料は乙の負担とし品質良好なものを使用すること。
- (4) 乙は、山梨県が定める、清掃業務実施基準表に基づき、作業員を配置し、清掃作業を行うものとする。
- (5) 作業員等は、清掃作業日報を作成し、作業終了後、翌朝8時30分までに乙に提出し、乙はそれに基づき指導、助言等するものとする。
- (6) 収蔵庫内の点検の実施にあたり、実施の方法、日時等については、学芸課職員と充分打合せのうえ、実施の際は学芸課職員に立会いを求めること。また、点検作業員1人に対し1人以上の立会者を付け、業務完了後は、点検を実施した者から完了の確認をうけるとともに、文学館職員に報告すること。

3. 作業時間等

(1) 文学館

清掃作業日は休館日及び山梨県の指定した日を除き毎日行い、作業時間は8：00～17：30とする。床（ワックス・ジュータン）、窓ガラスの定期的に行う清掃は、通常休館日に行う。ただし、山梨県が必要と認めたときはこの限りではない。

(2) 芸術の森公園

清掃作業日は文学館と同様とし、作業時間は8：00～17：00とすること。

4 特記事項等

清掃作業基準表及び清掃作業内容書等には表記されていない部屋ごと、材質ごと等での留意事項を示すものとする。

施設共通事項

- ・窓硝子の手垢、窓枠、ブラインド等は水拭きし、その後水滴の跡等が残らないように拭き上げる清掃を、1週間に2回程度実施する。
- ・机上等の書類等がある場合は、原則的には、移動したうえで、清掃するものとするが、移動する際は、万全を期し、個人情報等の取扱等には十分留意すること。また、清掃後は必ず元の位置に戻すこと。
- ・清掃機器使用時等に、過電流等によりブレーカーがトリップすることがないように留意すること。また、コンセントは、清掃専用のものを使用すること。
- ・作品、資料等に洗剤、水等が付着等することがないように十分留意すること。
- ・室内の温湿度等の環境変動は最小限にするよう努めること。

【日常清掃】

① 常設展示室・企画展示室

- ・開館前に巡回点検をし、展示ケースの手垢・汚れ、床ゴミ、シミ等の確認をする。
- ・観覧終了後の清掃
 - *バキューム清掃を実施すること。
 - *展示ケース等は、きれいな布をお湯につけ堅く絞り、丁寧に手垢を取った後乾拭する。
 - *高価な資料等が多数展示されているので、閉館後の清掃は最善の注意し作業する。
 - *展示室内の除塵、水拭き等は前進作業とし、絶対に後退作業はしない。
 - *責任者は常に巡回し、作業員に適切に指導、監督を行い、業務を遂行する。
 - *ガラス扉の手垢、枠等は水拭きし、その後水滴の跡等が残らないように拭き上げる。
- ・開館中、午前1回・午後1回の点検清掃を実施するが、入館者の邪魔にならない様最善をつくすこと。

② 収蔵庫・収蔵庫前室・書庫

- ・乾いた科学モップで、床材を痛めないように除塵する。
- ・高価な資料等の保管庫である為、最善の注意を払い清掃する。
- ・収蔵庫については必ず、学芸員の立ち合い、指示で作業する。書庫についても、担当司書職員の指示に従う。
- ・フローリング床の清掃は科学モップを使用し、床材の保護に努める。

③ エントランスホール・ピロティエー・エレベーター（客用）・階段・ロビー・講堂 ロビー・売店・ロッカー室・給湯室

- ・入口ガラスは全面を水拭きし、その後水玉が残らないように拭き上げる。
- ・開館中、午前1回、午後1回は巡回し、シミ等の汚れがある場合は入館者の邪魔にならない様に注意し、汚れの除去を行う。
- ・屑入れ内容物を、午前1回・午後1回処理する。
- ・階段の手摺は水拭きをし、止め金具まで清掃する。
- ・天井のクモの巣は常に巡回し、発見次第取り除く。
- ・照明器具等の塵、昆虫の死骸も定期的に取り除く。
- ・エントランスホール・ピロティエーは、開館前に科学モップで除塵をし、シミ等がある場合は水モップで拭き上げる。

- ・ロビーの窓硝子等については、定期清掃以外に汚れに応じて随時、定期清掃と同様の作業を行うこと。

④ 洗面所・便所

- ・洗面所、便所の床面は、自在ボウキで除塵し、デッキブラシで中性洗剤を用いて洗浄し、汚水を流し、水モップで拭き上げること。

- ・衛生器具は、酸性洗剤を用いて洗浄し、水を流すこと。特に小便器及びその周辺は尿石が残りやすいので、目皿を取りトラップの中まで清掃する等、入念な作業を実施すること。特に小便器の下は注意する。

- ・洗面器は、中性洗剤を用いて洗浄し、水を流すこと。

- ・衛生器具、洗面器等の金具は、中性洗剤を用いて洗浄し必ず乾拭きをすること。

- ・壁面、扉、換気扇、防臭口等も汚れの状況に応じ定期的な清掃を実施すること。

- ・開館前に前面清掃をする際、トイレトペーパー、水石けん等の消耗品を補充し汚物等の処理すること。また、午前1回、午後1回の巡回を行い消耗品の補充及び衛生器具、洗面器等も汚れの状況に応じ清掃すること。

- ・残飯処理機の使用により残飯等の処理を行うこと。

⑤ 茶室（週2回程度）

- ・洗面所、便所、配膳室については、④に準ずるものとする。

- ・庭園内の雑草・枯れ葉等を処理すること。

⑥ フローラの池

- ・午後排水終了後、汚れ箇所の清掃点検をする。

- ・月に1回全面清掃をする。

⑦ 芸術の森公園（1日に2～3回巡回）

A 駐車場・園路・緑地・広場・池等

- ・池の中を含め、粗ゴミ拾いを行い、汚れが目立つ場合、落葉の時期等は、ほうき掃き清掃を行う。

- ・雑草等の処理も随時行う。

- ・器物の破損・落書き等を発見した場合は、山梨県担当職員に延滞なく報告する。

- ・糞・死骸等は早急に処理する。

- ・灰皿の吸い殻を火気に留意して集め、所定の場所に処理する。灰皿は、水洗い、水拭きし、乾いた布で水分を取り、水をある程度張ったうえで、所定の場所に配置する。

- ・降雪時には除雪作業を行い、開館までには通路を確保すること。

- ・排水溝、池等の落葉、泥等の処理を定期的に行い、害虫が発生しないようにすること。

- ・建物回りの窓、窓枠等を定期的に水拭きし、その後水滴の跡等が残らないように拭き上げること。

B 便所、手洗い器等

- ・④に準ずるものとする。

5 塵芥収集

A 館内等清掃により発生した塵芥等を次の要領で収集処理すること。

- ・所定の容器に分別し、収集等すること。

- ・不燃物、可燃物等は定期的（週1回）に搬出処理すること。

- ・誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって作業を履行すること。

- ・業務履行後、作業報告書等の書面により状況を速やかに報告すること。

- ・美観を損ねる事例が発生した場合は、山梨県が乙と協議のうえ定めた処理方針に基づいた指示により、乙は作業を履行するものとする。

6 その他関連業務

- ・清掃作業中のお客様からの質問、問い合わせ等については、気持ちの良い対応をとること。そのために、館に対する知識（設備・作品・事業等）について文学館発行の資料等により、常に情報収集し習得しておくこと。
- ・清掃業務以外の環境変化等について、素早く察知するように心がけ、早急に連絡ができるような体制を常に整えておくこと。

清 掃 作 業 内 容 書

A：日常清掃作業①

記号	作 業 名	作 業 方 法
A 1	ダストコントロール方式	モップ等に帯電剤等をしみこませ拭くことにより、ホコリをたてずにホコリ等を吸い取り、除塵と清掃の双方の効果を上げる衛生的な掃除方法。 汚れが落ちず、艶が出ない場合は、必要に応じて素材を痛めない特殊洗剤等で磨く。
A 2	除 塵	什器・備品・消火器等は、毛バタキ等で除塵し、帯電剤クロス等で拭きあげる。高価な置物等が多い為、作業に十分留意する。
A 3	灰 皿 処 理	吸い殻を火気に留意して集め、所定の場所に処理する。灰皿は、水洗い、水拭きし、乾いた布で水分を取り、水のある程度張ったうえで、所定の場所に配置する。
A 4	手垢の拭取り	手垢等の汚れは、湿った布で除去し、乾いた布で拭きあげる。
A 5	マ ッ ト 清 掃	<ul style="list-style-type: none"> ◆ゴム製・合成樹脂製：真空掃除機で砂塵等を吸取り、水拭きを行う。 1週間に1回程度日光で乾燥させること。 ◆シュロ製：軽くたたいてホコリ等を除去する。 ◆金属製：真空掃除機で砂塵等を吸取る。
A 6	バ キ ュ ー ム 清 掃	<ul style="list-style-type: none"> ◆カーペット：真空掃除機で丁寧に集塵し、カーペットの毛を破損しないよう織目に従って毛玉、糸くず等も完全に除去するように入念に清掃し、毛足を一定方向にそろえるようにする。なお、汚れがあるときは、素材を痛めない特殊洗剤等で除去する。 なお、館長室、応接室、会議室は、応接セット等も移動したうえで、清掃すること。 ◆畳：真空掃除機で丁寧に集塵し、畳を破損しないよう畳目に従って糸くず等も完全に除去するように入念に清掃する。なお、汚れがあるときは、素材を痛めない特殊洗剤等で除去する。 ◆エレベーターの溝：真空掃除機で、砂塵等を吸取る。
A 7	掃 き 掃 除	自由箒・化学モップ等を用いてホコリが舞い上がらないよう丁寧に掃き、汚れの度合いによっては、水拭き又は乾拭きをモップ等で行う。
A 8	中 性 洗 剤 に よ る 水 拭 き	床の除塵等が完了しているか確認したうえで、柔らかい布等で素材を痛めない中性洗剤等を用い水拭きし、清水で洗剤分が残らないように拭きあげる。
A 9	乾 拭 清 掃	柔らかい布で汚れた箇所を乾拭きする。必要に応じて素材を痛めない特殊洗剤等で磨く。
A10	衛 生 陶 器 の 洗 浄	素材を痛めない中性洗剤、特殊洗剤等を用い、スポンジ等で汚れを除去し、柔らかい布等で拭く。塩酸、ミガキ砂等の素材を痛めるものは使用しないこと。
A11	衛 生 消 耗 品 の 補 給	トイレットペーパー、手洗用石鹸、尿石付着防止剤等の衛生消耗品は、常に各便所を点検し不足分を補充する。
A12	汚 物 処 理	ポリエチレン袋に入れて所定の容器に集めたうえで搬出する。
A13	鏡 台、洗 面 台 の 清 掃	素材を痛めない中性洗剤、特殊洗剤等を用い、スポンジ等で汚れを除去し、柔らかい布等で拭く。 鏡は、柔らかい布等で磨き上げる。

A：日常清掃作業②

記号	作業名	作業方法
A14	仕切扉の清掃	素材を痛めない中性洗剤、特殊洗剤等を用い、柔らかい布で汚れを除去し、清水で洗剤分が残らないように拭きあげる。 金属（ステンレス及びスチール）製ハンドルは、柔らかい布等で毎日磨く。
A15	金属面の磨き （艶出し・研磨）	材質に適した材料により磨き、柔らかい布等で拭きあげる。
A16	くず（茶殻、紙屑等）の処理	紙屑等は、ダストカートにより所定の場所に集めたいえで搬出する。くず入は、必ず所定の位置に戻す。 書類等の搬出は、必ず担当者等に確認してから行う。 茶殻等は、所定の場所に集めたいえで搬出する。
A17	巡回による粗ゴミ取り	箒、ちりとり等を持ち、施設全体を巡回し、粗ゴミを拾い集める。
A18	撒水	周囲に注意しながらホース等で、壁面及び硝子等に、撒水した後、水を切る。 埴裁等については、適宜、水やりを行う。
A19	水拭き又は水洗浄	床の除塵等が完了しているか確認したうえで、きれいに洗ったモップ、柔らかい布等で拭きあげる。
A20	電動研磨機による研磨	床面を、エアゾール（剥離剤、洗剤、ワックス等）により湿らせたうえで、電動研磨機により研磨し、汚れを取り、艶を出す。 床面の状態に応じて電動研磨機のパッドの種類をかえ、床面の隅々まで研磨をすること。 研磨の際は、巾木、カウンター、柱等を傷つけないように特に気をつけること。
A21	扉・壁面等汚点除去	扉は、中性洗剤、特殊洗剤等を用いて、柔らかい布等で汚れを除去し、乾いた布で洗剤分が残らないように拭きあげる。 壁面は、材質に適した特殊洗剤等を用いて柔らかい布等で汚れを除去し、乾いた布で洗剤分が残らないように拭きあげる。
A22	天井ちり払い	鳥毛払い、モップ等で天井の隅々までホコリやくもの巣等を丁寧に取り除く。
A23	カウンター等の汚れ取り及び除塵	カウンターの上面、側面は、中性洗剤、特殊洗剤等を用い、よく絞った柔らかい布で汚れをとり、除塵する。除塵後は、ワックス等で磨き上げる。

B：定期清掃作業①

記号	作業名	作業方法
B 1	洗浄ワックス塗布	<p>動かすことができる什器等は移動したうえで、中性洗剤又は特殊洗剤等を適量塗布し、電動研磨機（床面に応じたパッドを使用し傷等が付かないように留意すること。）等で隅々まで磨き上げる。汚水は水切りドライヤー等で切り、バケツトに回収し、きれいなモップ等で拭きあげる。</p> <p>ワックスを塗布する前に、床面をシーリング剤で2～3回シーリングすること。</p> <p>ワックスは、3回以上もれないように隅々まで塗布し、塗布と塗布の間は、十分乾燥させること。</p> <p>洗浄及び塗布等の際は、周囲の備品、壁面及び巾木、電話線、床面埋込コンセント等に留意し、汚れが付着した場合等は速やかに除去等の対処をすること。</p> <p>机上等の書類等には特に気をつけること。</p> <p>ビニールタイル、ゴムタイル、コンクリート、石材ボダー等それぞれの材質に応じた樹脂ワックス（リンレイのパーモロイタル、パーモラパー、パーモコンクリート、パーモマーブル等）を塗布すること。</p>
B 2	硝子戸清掃一式	<p>特殊洗剤等を用いて、スクイージ等で硝子の裏表の汚れを除去し、柔らかい布等で拭きあげる。</p> <p>ブラインド等の付属物も同様の清掃を行う。</p> <p>外部の硝子戸の場合、ゴンドラ等を使用することがあるため、十分な安全対策をとり、作業を実施すること。</p> <p>サッシの溝、枠等の汚れ、塵等も柔らかい布等で水拭きし、乾いた布で拭きあげる。</p>
B 3	じゅうたん清掃	<p>次の順序で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. じゅうたんの点検を行う。 2. 除塵を行う。 3. シミの種類を見分け、最も適したシミとりを行う。 4. じゅうたんの種類や汚れ具合に最も適した洗浄方法を選択し、基布を濡らさないよう、適切な洗浄液の濃度及び量で洗浄を行う。 5. 洗浄後は、早急に泡状の洗浄液と汚水を強力なバキューム機で吸泡する。 6. 基布を濡らさないように留意し、すすぎを行い、自然乾燥させる。 7. じゅうたんの毛足を一定方向にそろえる。 <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○清掃機器使用時等に、過電流等によりブレーカーがトリップすることがないように留意すること。また、コンセントは、清掃専用のものを使用すること。 ○作品、資料等に洗剤、水等が付着等することがないように十分留意すること。 ○室内の温湿度等の環境変動は最小限にするよう努めること。 ○清掃実施時には、乙の担当者が立ち会うこと。

清掃作業基準表

2/2

文学館清掃区域			(A) 日常清掃作業																							(B) 定期清掃作業		
部門別	室数	床形状	タストコントロール方式	除塵	手垢の拭取り	マット清掃	ハキキーム清掃	掃き掃除	中性洗剤による水拭き	乾拭清掃	衛生陶器の洗浄	衛生消耗品の補給	汚物処理	鏡台・洗面所の洗浄	仕切扉の洗浄	金属面の磨き	くす茶殻紙屑の処理	巡回粗ゴミ取り	撒水	水拭き又は水洗浄	電動研磨機による研磨	扉壁面汚点除去	天井ちり払い	カウンターの汚れ取り等	洗浄ワックス塗布	硝子戸・清掃一式	じゅうたん清掃	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	1	2	3			
資料保存部	12F	収蔵庫	年4日	年4日				年4	年4																			
	12P	収蔵庫前室	年4日	年4日				年4	年4																			
	11P	書庫	週1	週1				週1																				
		計						661.3																				
		エンタランスホール	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
共	1	ロビー																									年2	
	1	講堂D1・ホールE																									年2	
	2	喫茶厨房等																									年2	
同	1	給湯室																									年2	
	1	ロッカー室																									年2	
	2	売店等																									年2	
部	5	客用便所																									年2	
	3	客用便所																									年2	
門	2	客用便所																									年2	
		計																										
		1階延面積																										
		2階延面積																										
		3階延面積																										
		合計延面積																										
館		茶室	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	週2	
		野外研修施設																										
外		フロアの池																										
		J ジュータン																										
		P ピータイム																										
		D 大理石																										
		T タイル																										
		F フローリング																										
		E セメント床他																										
		合計																										
		ガラス清掃基準面積(m)																										
		①1階面積																										
		館長室																										
		ロビー																										
		応接室																										
		展示準備室																										
		事務室・整理室																										
		職員階段																										
		会議室																										
		講堂																										
		1899 監視室																										
		講堂																										
		35.10 廊下																										
		108.88 閲覧室																										
		50.77 茶室																										
		108.88 正面玄関																										
		5.66 茶室回り																										
		職員玄関																										
		ロビー																										
		33.93 合計																										
		整備室																										
		1.20 職員階段																										
		2.60 職員階段																										

ガラスは、書庫412.64m ² ・研修室倉庫31.63m ² ・収蔵庫前室13.54m ² ・2F監視室15.72m ² は除

ガラス清掃基準面積(m)	2802.23
①1階面積	881.03
ロビー	299.9
展示準備室	381.73
職員階段	352.18
会議室	986.59
合計	5703.66
②2階面積	34.15
ロビー	22.95
展示準備室	8.60
職員階段	2.60
③3階面積	6.71
監視室	1.71
廊下	5.00
茶室	108.88
茶室回り	108.88
合計	409.64

【別添仕様書13-5】自動体外式除細動器の設置及び管理

1. 設置

乙は、玄関付近など人目につきやすい場所に自動体外式除細動器（以下、AED）及び収納ケースを設置し、救命の用に供すること。

2. 保守点検

乙は、目視によりAEDの日常点検を行うものとし、機器の異常を発見した場合は、早急に対応すること。

3. AED及び消耗品の交換

乙は、定期的にAEDの本体及び部品等（本体バッテリー、電極パッド、収納ケース乾電池）をメーカー設定の耐用年数や使用に応じて補充、交換を行うこと。

4. 使用報告

乙は、AEDを用いて救命活動が行われた際には、その都度、山梨県に報告すること。